令和5年定例会6月会議

豊浦町議会会議録

令和5年6月13日(火曜日)

午前10時00分 再開

午後3時15分 散会

令和5年定例会6月会議

豊浦町議会会議録

令和5年6月13日(火曜日) 午前10時00分 再開

◎議事日程	(第2号)	
	再開宣告	
	開議宣告	
日程第1	一般質問	
日程第2	議案第35号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第3	議案第36号	農業委員会委員の任命について
日程第4	議案第37号	農業委員会委員の任命について
日程第5	議案第38号	農業委員会委員の任命について
日程第6	議案第39号	農業委員会委員の任命について
日程第7	議案第40号	農業委員会委員の任命について
日程第8	議案第41号	農業委員会委員の任命について
日程第9	議案第42号	農業委員会委員の任命について
日程第10	議案第43号	農業委員会委員の任命について
日程第11	議案第44号	農業委員会委員の任命について
日程第12	議案第45号	豊浦町税条例の一部改正について
日程第13	議案第46号	子ども・子育て支援法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例
		の制定について
日程第14	議案第47号	豊浦町職員の介護職員処遇改善手当に関する条例の一部改正について
日程第15	議案第48号	工事請負契約の締結について
日程第16	議案第49号	工事請負契約の締結について
日程第17	議案第50号	工事請負契約の締結について
日程第18	議案第51号	工事請負契約の締結について
日程第19	議案第52号	令和5年度豊浦町一般会計補正予算(第2号)について
日程第20	議案第53号	令和5年度豊浦町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
日程第21	議案第54号	令和5年度豊浦町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)につ
		いて
日程第22	報告第2号	専決処分の報告について(豊浦町税条例の一部を改正する条例)
日程第23	報告第3号	繰越明許費の報告について
日程第24	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第25	発議第3号	議員の派遣について
日程第26	発議第4号	議員の派遣について

◎出席議員 (7名)

散会宣告

議 長 8番 根 津 公 男 君 副議長 7番 石 澤 清 司 君 1番 秀 人 君 3番 小 川 晃 司 君 山 田 則君 5番 大 里 葉 子 君 4番 勝 木 嘉

6番 渡辺訓雄君

◎欠席議員(0名)

◎説明員

町 君 長 村 井 洋 一 副 町 長 須 田 歩 君 教 育 長 葛 西 正 敏 君 代 表 監 査 委 員 菅 野 厚 志 君 総 務 課 長 Ш 壮 輔 君 石 政 財 長 所 淳 君 策 政 課 本 策財政課長補 君 政 佐 宮 崎 亮 優 課 町 民 長 竹 人 君 林 善 長 佐 史 君 町 民 課 補 久 保 隆 林 上 農 課 長 井 政 信 君 林 君 農 林 課 長 補 佐 大 嶋 果 水產商工観光課長 長谷部 晋 君 建 設 課 長 武 石 修 君 涯 学 習 谷 君 生 課 長 杉 佳 昭 総合保健福祉施設事務長 藤 原 弘 樹 君 総合保健福祉施設事務次長 阪 下 克 哉 君

◎事務局出席職員

事 務 局 長 野 貴 史 君 荻 書 記 岩 崎 洋 子 君

◎再開宣告

○議長(根津公男君) 皆さん、おはようございます。

昨日に引き続き、定例会6月会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は7名であり、法第113条の規定による定足数を満たしております。 よって、会議は成立いたします。

◎開議宣告

○議長(根津公男君) これより、本日の会議に入ります。

◎一般質問

○議長(根津公男君) 昨日に引き続き、一般質問を行います。

なお、一般質問におきましては、一問一答方式となっております。また、制限時間については、町長等の答弁時間を除く60分以内となっておりますので、よろしくお願い申し上げます。 それでは、渡辺議員の発言を許します。

渡辺議員は質問席に移動を願います。

〇6番(渡辺訓雄君) 発言の指名がありましたので、大きく分けて3点をお尋ね申し上げます。

1点目は、バイオガスプラントの撤退などについてであります。

言うまでもなく、議員はもちろん、理事者、所管も含めて、今年の3月に、バイオガスプラントをどうしていくかということで、一つは、前向きな姿勢になり、あるいは、当初の計画と大きな乖離があるということで、委員会で検討をするなど、僅かな期間でありましたけれども、今まで検討されています。様々な思いも含めて、前進できるか、あるいは撤退しなければならないのか、そんなことも含めて理事者のお答えを願いたいのです。

言うまでもなく、バイオガスプラント事業運営は、そろそろ決断するに向け、様々な準備、 そして、対応なども必要と考えるわけですが、これは、町の将来を考えても、対応と準備は重 要だと、PDCAを考えると、そういう思いで下記事項について所見を求めるものであります。

- 一つは、環境省との関わりなどについてであります。
- 二つ目は、内部検討会の展開の状況についてであります。
- 三つ目は、液肥利用と収支状況の現状についてであります。

四つ目は、撤退の決断はいつになるのか。撤退時、町に損害に応じた損害賠償をどのように するのか、認識について求めます。また、撤退した場合に発生する損害見込み額の算定方法と ともに明らかにするよう求めます。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- ○町長(村井洋一君) 1点目のバイオガスプラントの徹底等についてお答えいたします。

1点目の環境省との関わり等についてですが、バイオガスプラントの建設に当たり、環境省より補助金の交付を受けた関わりから、現在、プラント運営における収支状況をはじめとする 諸課題について相談を実施しているところでございます。

2点目の内部検討会の展開状況についてですが、収支改善に向けた検討チーム会議は、これまで4回開催し、バイオガスプラントに係る課題の洗い出しや利用者へのアンケート調査を実施し、現状に関する資料を整理してまいりました。現在、環境省への相談を行っておりますの

で、今後、関係部署等で横断的に検討すべき事項がございましたら、検討チームを活用し、整理してまいりたいと考えてございます。

3点目の液肥利用と収支状況の現状等についてですが、令和4年度の実績、決算見込みについてご説明いたします。

液肥利用については、利用者が23件、散布量が2万2,305トン、散布面積が557へクタールとなりました。また、収支状況につきましては、歳入が3,833万4,000円、歳出が1億3,585万7,000円となり、9,752万3,000円の収支不足を見込んでございます。

4点目の撤退の決断時期や損害見込み額等についてですが、令和5年3月会議にお示しした とおり、今後の事業のあり方につきましては、令和5年度中に判断することとし、存廃に係る 財政シミュレーションにつきましても、年度内において研究してまいりますので、ご理解いた だきますようお願い申し上げます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** 平たく言えば、このような内容で分かりました、頑張ってください、 令和5年度内に右か左か決断してくださいと引きたいところです。

何点かお尋ねしますが、一つは、これは具体性がないのです。

私は一つ目に環境省の対応ということで書いたのですが、4点目の後段にある、撤退した場合となっていますけれども、損害の見込み額を算定方法とともに明らかにするようお尋ねしているわけですが、詳細はともあれ、平たく言うと、町長は5月に環境省に検証に行っていますね。まだ行っていませんか。それを先にお尋ね申し上げます。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- 〇町長(村井洋一君) 相談に行ってございます。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** 言わなくても理事者は分かっていると思うが、この答弁にあるように、環境省より補助金の交付を受けた関わりからということで、補助金を受けているわけです。そこで、やめた場合の補助金の返金ですね。例えば、計算すれば、我々も起債を借りた金額はおおむね知っています。据置きも何年かあります。利子もかかります。それから、今後十四、五年先を見たときに、黙っていても最低で二十七、八億円のマイナスになるという試算書も出ています。それらを計算すると総体で幾らかということであります。

それは、ご存じですね。それを先にお尋ね申し上げましょう。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 今、議員がおっしゃるところですが、私としては、前回申したとおり、 このままでは継続が困難であり、収支改善に向けて検討しておりまして、そのためにも、いろ いろ場面を考えながら環境省と相談をしてきたということになります。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) いろいろと相談することは構わないが、試算書が出ていますね。あと 十四、五年したら、コンサルとの20年計画を例えて言うならば、当初は約七、八億円でした。 変えて変えて、数字が4億円程度、そしてまた、今後やってみると、今年の3月に出た資料な ども含めて、それを試算していくと二十七、八億円になるという乖離があって、環境省に行く こともいいだろうけれども、もし返金になった場合、それらも含めて幾らですかということを お尋ねしているのです。

どんな相談をしたかは分かりませんし、都合の悪いことは言わないかもしれませんが、その 二十七、八億円というのは起債も入っての金額ですか。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 先ほど答弁しましたけれども、今年度中に判断するため、材料について環境省と相談しているところでございまして、存廃に係る財政シミュレーションにつきましても、今、研究して、相談しながら取り組んでいるところでございます。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** 私の言うことが非常識なのか、そちらの言うのが常識なのか、ちょっと分からないのだけれども、今、私が最後に言ったのは、所管でシミュレーションをしていて、前列の理事者もご存じだろうと思うけれども、二十七、八億円の赤字になるわけで、その中に起債も入っているのですかとお尋ね申し上げています。
- 〇議長(根津公男君) 井上農林課長。
- **〇農林課長(井上政信君)** これまで、担当としましては、現状分析に関わる様々な資料を提出した中で、プラントを継続した場合のシミュレーションということで、20年間継続した場合、今はその当時に提示した資料は持っていませんが、たしか二十数億円の赤字です。

これについては、地方交付税を収入に見込んでみたり、起債の償還額なども含めた中でシミュレーションした現状分析でございましたので、そういうところです。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 再確認ですが、交付税で歳入に入る分と、起債分の十何億円を年度ごとに計算をして約二十七、八億円で間違いありませんね。
- 〇議長(根津公男君) 井上農林課長。
- ○農林課長(井上政信君) 今、言われたとおりでございます。

収支については、2通りの考え方がございまして、事業単体だけで収支を見るのか、先ほどから言われているように、地方債の償還、もしくは歳入で交付税を見込んだというのは整理を しないと見えない部分ですが、そちらのほうで公開しているような状況でございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **〇6番(渡辺訓雄君)** そちらでつくった資料ですから、簡単なことですけれども、まず、それを聞いておきましょう。

答弁の中に、収支状況を初めとする諸課題について相談を実施しているところであるということですが、その諸課題は、それをもう少し聞かないと、シミュレーションをした内容などが自分自身も把握ができないので、必要なところだけで結構ですが、どんな諸課題を相談実施したのですか。

- 〇議長(根津公男君) 井上農林課長。
- **〇農林課長(井上政信君)** 町長が言ったように、町長と私と担当係長で環境省に行って相談をしてまいりました。その後、環境省の担当者とは現在もつながりが持てていて、行ってよかったと思っております。現在も相談に乗っていただいております。

相談している個々の内容は、今、国との協議過程にある情報ですし、町長がこれから意思形成をする過程にある情報も含まれまして、今ここで公開すると混乱が生じるおそれがありますので、伏せたいと思います。情報公開条例の中でもそういう情報は公開すべきでないとなっていたと考えております。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **〇6番(渡辺訓雄君)** 課長に言うわけではなくて、この場で理事者にお尋ねするのですけれども、そういう都合が悪いことは、個人情報などということで拒否をする。簡単に言うと、都合が悪くなれば、土壇場で、議会といろいろな協議をして理解を求めて前に進めたいと、そう

いう大きな乖離がいつもあるのです。土壇場で、こういう諸問題があったと。そういうことばかり繰り返されていると思います。やったことは議会で、民主主義のルールの中で、法律に関係ないことなのです。議会で決めたのです。私も賛成したのです。海のもの、動物のもの、その他を混合して発電して、地球環境にも役に立つということです。

でも、結果として、町長、やめる、やめないは、あなたの思いもここで明らかにして、もう赤字が続くのだから、はっきりしたほうがあなた自身にとってもいい。私も賛成をしたので、ずっとチェックをしてきましたよ。議員発議でも、中止、稼働の中止も出してきましたよ。でも、法律に抵触していないから、議会の数で、ずっと今までずるずるきているだけなのですよ。私は、町長だけが悪いとは思っていないですよ。町民の中には、町長も議員も賛成をした、民主主義だからね。万が一の損害は町長も議会も取るべきではないか。金額の多寡は別ですよ。そういう方もいるのです。町長、何もあなただけが悪いなんて、そんなことは思っていませんから、それをまずは申し上げます。

諸課題について、個人情報などと言うけれども、個人情報にならないものがありましたら言ってください。一緒に前進しましょう、やるかやらないかは。あなたたちだけが、検討委員会だけが知っていて、都合が悪いのは個人情報ということで、それすら民主主義ではないと思います。いかがですか。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 先ほど、課長が言った中には、そういうルールも一つあるということでございますので、その辺はご理解いただければというふうに思ってございますし、今まで、できるだけ皆さん方に公開して、特別委員会等においてもご議論を願ったわけでございます。そういう中で、検討委員会は検討委員会のチームとして取り組んでおりますけれども、そういうこと以外にも、議員の皆さん方にもいろいろなアイデアや考え方があろうかと思いますので、ぜひともそういう考え方を検討委員会なりで、また理事者側に言っていただければ、参考にしながら、より一層いい方向に向かうよう取り組んでいきたいと思ってございます。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 今、町長がルールと言いましたが、規則、ルールだから、そんな相談をしたり、いろいろと検討したり、それを聞けば少しは分かるのでありますが、その中でも一番大きなルールというのは何ですか。
- 〇議長(根津公男君) 井上農林課長。
- **〇農林課長(井上政信君)** 納得されるか分かりませんが、私のお話できる範囲ですと、これまで、全員協議会やバイオガスプラント調査特別委員会、それから産業の調査ということで、いろいろと出た諸課題について、個別に説明できることは説明し尽くしてまいりました。そういうところでご理解を願います。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** お互い人間だから、尊重し合うことは尊重し合う。でも、私としては、情けないなと。なぜ情けないかというと、私はもちろんでありますが、町民の方も、特別委員会を開いて、様々なことを、これとは別ですよ、このバイオとは別でありますが、水産系のときも特別委員会など、そして、いい意味での原因究明をしながら、いろいろなことをしようというときに、これも法律に関係ないのだから、議会で数で負けるのですよ。それはそれとして受け止めておきましょう、一つ目は。

それから、二つ目は、内部の検討委員会の展開状況についてですが、現時点で、現状に関する資料を整理してまいりましたと。そして、現在、環境省と相談を行っておりますが、検討事

項がありましたら、検討チームを活用して整理してまいりたいと。これについて具体的にお尋ね申し上げたい。

- 〇議長(根津公男君) 井上農林課長。
- **〇農林課長(井上政信君)** 検討チームですけれども、農林課だけで狭い視野で考えるのではなく、副町長をトップに、また、農林課職員のほか、財政、企画の担当者、それから、外部機関として農業改良普及センターやバイオガスプラントに関わる委託先事業者などの関係者の方に関わっていただいて、あらゆる角度から、このバイオガスプラントについて見つめて研究をしてまいりました。

課題としては、これまでの議会とのやり取りにもありましたように、収支改善の話とか、その他の課題として、補助金の目的である二酸化炭素の達成のお話とか、消化液貯留槽があふれる問題とか、備品が古くなっているとか、液肥の特性理解ということで普及促進はまだできないのであろうかとか、今思いつくのはそれぐらいですけれども、そういう諸課題についてお話ししてきたところです。

その中で、収支改善を図るためには、即効性のある手数料の値上げなども検討しなければならないということで、まずはプラントの利用する皆様にご意見を聞きたいということでアンケート調査を実施したところであります。

そういうことで、今、課題の洗い出しというところでは一旦落ち着いておりますので、また 今後、そこを活用して検討すべきことがあったら、そこでの議論をまた展開してまいりたいと いうところです。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 私から言わないと、町長も担当課長も内部検討委員会の座長からも返ってこないと思うので、まだお尋ねするのですけれども、平たく言うと、所管だけではなくて、他の関係者や他の所管も含めて、いろいろな話を聞くことはいいですけれども、その検討委員会で、コンサルタントが収支状況を試算したところ、4年後、5年後にはプラスになりますと、同時に100%が稼働するとプラスになっていくのですと。単純にそういうことから言うと、検討委員会でも、そういう試算をして、今後続けると、トータル二十七、八億円のマイナスになるという検討なのです。検討委員会で、100%ではなくても、80%、90%という状況になるのですか。そこで質疑、議論をしないと、検討委員会があっても、どうしたら前進していくのか、展開されていくのか、私には理解できないので、そこを具体的にお尋ね申し上げましょう。
- 〇議長(根津公男君) 井上農林課長。
- 〇農林課長(井上政信君) これまでに皆様方といろいろとやり取りをした中で、当初計画が甘かったということは私たちも認めてございます。その中で、予定していた収入がそもそも入ってくるものではなかったり、消化液の出口のところで詰まるというか、処理する能力がなくて稼働率が低いというところを説明してきたものでございます。この稼働率を上げるというふうになれば、以前からの繰り返しになりますけれども、当然、消化液散布の能力を上げなければならないので、そこに装備する機械の費用や人件費がまた余計にかかる。それは、需要期のマックスである牧草の時期に合わせると、その時期だけは100%だけれども、夏場や非散布期間はどうなるのだろうか。稼働率を上げることによって支出も増えますので、そういうところで、現状、これから新たな投資ということはとても許されるものではないと思っていますので、そこの検討は具体的にはしていませんけれども、稼働率を100%に上げれば黒字になるという考え方は、私たちは今も思ってございません。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。

○6番(渡辺訓雄君) 課長のそういう半分以上の謙虚な答弁ですが、それはそれとして、私はなぜ言うかというと、検討委員会でどのように検討して、課長が言っている今の話と内部検討で話をして、どう展開していくのか、ここに大きな乖離があるのです。そういうことであれば100%の稼働もできないのだということです。

それから、液肥を受け入れる側も、もうパイが決まっているのだということで、自ずと分かるではないですか。だから、早く英断するのが望ましいということを言っているのです。

環境省に行くのもいいでしょう。ずるずるとね。課長の話は、私はごもっともだと思います。私も前に言っていますけれども、地球環境の問題、CO2削減の問題、緊急の電力不足などにこういうふうにすれば対応できるのだという提案、そして、真っ当な事業展開が一つでも二つでもあればいいけども、いまだにできない。また、冬になれば、需要もないわけですので、少なくなるわけです。そういう単純なことなので、PDCAから見たら、町長が、1年待たないで、幾ら理事者であっても、次の方など町の存続なども含めて、やはりリーダーとして英断をすべきではないですか。

そして、いろいろなマイナス面は別問題として、これ以上マイナスしていって、血税など、 町民の税金ですよ。いつまでもそういうことはすべきではない。町長の財産、あるいは町長の 内部留保資金で少しでも支出していく、私費で、そういう責任の取り方もあるのであれば別だ けれども、もうタイムリミットです。そこのところは、町長、いかがですか。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** また元に戻りますけども、まずそのために、いろいろな情報を集め、 相談もしながら、判断をしたい、令和5年度中に判断をしたいということにしてございます。

継続するにしても、しないにしても、いずれにしても町としてのリスクをいかにして軽減していくかということを重視していかなければ駄目だと思ってございますし、その辺の取組を責任を持ってやっていくのが町長の責任でもあると思ってございます。

当然のことながら、一番の責任は私にございますので、その辺を重く受け止めながら判断していく、今はそういう状況でございますので、今すぐとか、今はそういう状況ではないということでございます。これから検討チームも連携を取りながら、歳入歳出について整理をしながら、リスク軽減について検討していくという方向性でございます。

いずれにしても、これからもこの事業についてあらゆる面を想定して、方向性を決めていきたいと考えてございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 町長は、当初から令和5年の3月で、5年度中にということで、それはマスコミにも報道されていますし、我々議会でも検討などをして、単純に判断をするのではなくて、いろいろな大所高所に立って、年度内に決めたいということですが、今、所管とのやり取りで、これ以上稼働率を上げる、あるいは、新たな展開をする、そうしましたら、人、物、金がかかって、まだまだ赤字になるというのが私の理解です。それでしたら、年度内ではなくて、早くして、責任を取るとか取らないとかではなくて、先に延ばすのなら、今、別問題だけれども、9月ぐらいに決断をして、どういう責任を取るか、早めに決断するのであれば、責任はこれも問題ですよ。また先に半年も延ばせば、また金がかかるのです。そういうことは、リーダーとして、やってはいけないことなので、早く決断をすべきだと言っているのです。町長の思いは分かる。様々なつながり、強いて言えば、今までやった雇用の関係もあるのです。いろいろな事業の取引もある。でも、所管で言っているのは、全然違うではないですか。乖離があるのですよ。展開をするのに、内部ですると言っても、そういう状況の中で、どう検討して、

どう収支状況の改善を図れるの、町長の思いも分からないわけではないのですよ。分からないわけではないのですよ。でも、判断は、1日でも早いほうが望ましい。それには、いろいろな後始末もあるでしょう。そのために、1年かけてやらなくても、もう事業を展開して何年もなっているのですから、分かっている人は分かっているのです。そういうことを申し上げているのですよ。そこのところはいかがかということです。町長、ちょっと乖離がありますよ。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** ですから、何回も言うように、町としてリスクのことを最重要視していかなければ駄目だと思っています。そういうことを重視して判断していくということにしたいというふうに考えてございます。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 町長、最後の答弁の中に、研究どうのこうのと書いてありました。シミュレーションにつきましても、年度内において研究してまいりますので、令和5年度中に判断することとし、存廃に関わる財政シミュレーションにつきましても年度内に研究してまいりますと。こういう答弁があるから、幾ら町長が言っても、所管の言っている、私の質問に対して、補足答弁といいますか、何をやってもお金がかかって赤字になるからまずいという回答なのです。だから、私はそう言うのです。そこの思いはどうなのですか。私はちゃんとそこで研究して、収支の事業費のかかる圧縮ができるとか、新たな需要開拓ができるとか、そう言うのなら別だけど、できないのに理事者がそういうふうに言うから、私はそういうふうに言うだけなのです。そこだけは、町長、誤解のないようにお願いします。いかがですか。
- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **○町長(村井洋一君)** ご存じのとおり、検討チームは、収支改善に向けた取組をする、あわせて研究をするということになっております。そういうことから、収支改善できるところはどこからでもやっていこうということで、その積み重ねによって全体的な収支改善がどこまでできるのかということもシミュレーションをしながら、令和5年度の判断に結びつけたいと考えてございます。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 令和5年度の予算書がありますね。令和5年度の事業の支出状況です。 では、それは圧縮できるということなのですか。お尋ねしましょう。
- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- 〇町長(村井洋一君) 今、圧縮に向けて取り組んでいるところでございます。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- 〇6番(渡辺訓雄君) 期待しましょう。

私の転ばぬ先の杖といいますか、自分の人生の特化した思いなのでありますが、最近、マスコミ等で、チャットGPTとよく言われていますね。平たく言うとAIです。いろいろな難題があったり、いろいろな改善点があったら、利害は関係なく、現状、課題を投げかけるとAIが答えてくれるのです。それらも活用するのも一つではないかと思います。利害がなく、平常心でね。それが全てだとは私は思っていませんが、ある意味では取組ですね。しがらみがなく、平常心で、現状と先をAIがちゃんと答えてくれるのです。町長、いかがですか。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- ○町長(村井洋一君) チャットGPTにつきましては、あまりよく分からないです。ただ、 今、世界中で注目を浴びているといいますか、危険性も非常に富んでいるということでござい ますので、その辺については、やみくもにすぐ食いつくものではないと、私自身は危険性を感

じております。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) そういう返答しかできないのです。

バイオも同じです。飛びついていたではないですか。そして、みんなにいいと言ったではないですか。コンサルの報告書がみんなありますよ。私がちょっと言っただけで、そんな返答はするなよ。危険性があるも何もやってみないで、金がかかるわけでもないのです。

普通でしたら、勉強してみますと。新たな展開をするわけではないのですよ。現状を平常心で答えてくれる。それがいいか悪いかは別ですが、そういう提案ぐらいをのめないのは、もう見ただけでも分かるけれども、それはそれでいいでしょう。

5年後の事業予算の収支状況、圧縮を今検討中ということですが、見込みはどのぐらいあるのですか。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 今、取り組んでいるところでございますので、お幾らということも今は明確に言えない状況でございます。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) それは、いつ分かるのですか。
- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- ○町長(村井洋一君) ですから、全体的なこの事業につきましては、いろいろなシミュレーションをしながら、令和5年度中に判断をしたいというふうに考えてございます。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 利用者からの報告書も前に受け取っていますが、その中で変更などは あったかということと、関連ですが、今回、利用する液肥散布をする方に減免ということで、 その実態は現状でいかがですか。
- 〇議長(根津公男君) 井上農林課長。
- ○農林課長(井上政信君) アンケートは一度しかしてございませんので、変更という意味が 理解できなかったのですけれども、取りまとめた結果については、特に変動はないのかなと思 っております。

また、液肥の利用に関して、過去の経緯から、補助制度などを活用して一度も自己負担をしたことがないというのが実態かと思ってございます。

今年については、減免という形で、肥料高騰、飼料高騰ということで、経済対策を理由に減免の申請を受け付けたわけですけれども、全員が希望をして、減免という形で対応してございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- O6番(渡辺訓雄君) そのうちにまた思いついたら、9月にでも質問をしたいと思っています。様々な期待といいますか、英断といいますか、様々な研究もしながら、やっていることは分かりますが、これは村井町政の大きな難問だと私は思っていますので、1点目について終わります。
 - 2点目であります。

不法投棄された残渣水を無許可で運搬させた組合に対して、支出した費用などの返金等についてであります。

ご承知のように、様々なアクシデントがありました。一般廃棄物、水産系残渣物の処理施設などの件ですが、町が廃棄物処理法違反の不法投棄の罪を犯したわけですけれども、公益的な

性格を持つ団体であるいぶり噴火湾漁業協同組合に対して、漁業系廃棄物処理施設管理運営業務委託契約書に基づき支出した業務委託費は無許可運搬収集業者と言及しているが、その行為は違法支出であると考えるわけであります。

また、無許可ということも、町では許可してないということでありますが、違法支出である以上、返金を求めなければならないが、返金を求める請求などを実施しているか否か、現状について回答を求めるものであります。関連事項として、戻し堆肥の売却は、プラント運営費などに役立つ唯一の収入であるが、海の恵み堆肥の収入増加の展開などの取組の現状について求めます。

また、雑物量、戻し堆肥、海の恵みの在庫の実態をお尋ね申し上げたい。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- 〇町長(村井洋一君) 2番目でございます。

不法投棄された残渣水を無許可で運搬させた組合に対して支出した費用等の返還等についてお答えいたします。

1点目の返金を求める請求等を実施しているか否かについてですが、令和5年3月会議において答弁しているとおり、町への返還について検証いたしました。法律の専門家に相談しましたところ、契約の有効性としましては、契約締結時点では、想定外の事態が生じたことで、漁業組合から委託を受けた業者によって、廃掃法違反の行為がなされたことについて、町を含む契約当事者双方が認識していたことは、債務不履行を理由とする解除事由や罰則の問題が生じ得るとしても、契約の有効性に影響を与えるものではないとの考え方を伺っておりまして、運搬業務に対しての経費については、契約の有効性のとおり、本件契約そのものが違法、無効となることはないとのことでありますので、町といたしましては、返金を求める考えはございません。

2点目の海の恵み、いわゆる堆肥でございますけれども、この収入増加の展開等の取組の現状についてですが、海の恵みの販売促進活動として、本年5月13日に、東京都のアースアンドライフ株式会社に出向き、購入の承諾を受け付けたところであります。販売予定量としましては、これまでの取引先と製造量の関係もありますが、約2,181トンとなっております。

3点目の雑物量、戻し堆肥、海の恵み在庫の実態等についてですが、今年度の受入れ原料であります漁業系一般廃棄物の量は約6,850トンを見込んでおります。この原料を発酵処理し、発酵が終了した戻し堆肥につきましては、約5,754トンを見込み、製品となる堆肥の量としましては、約2,556トンを見込んでおり、この製品は全量を販売する考えでおりますので、在庫は発生しないと考えております。

〇議長(根津公男君) 渡辺議員。

○6番(渡辺訓雄君) これも、たまたま令和3年度、あるいは、4年度も含めて、町のアクシデントがあった処理費用、残渣水、あるいは戻し堆肥などが出たときに、時系列の中で4回か5回運んで、約900万円ぐらい、ふと私が思ったのは、運んだら運搬費がかかるのだろうという発想で、この一般廃棄物というのは許可が要るはずだということで、それから判明したのがごく最近であります。町では許可はしていないということです。これは血税、あるいは税金を、何ぼ漁業組合に委託をしているからといって、こういうやり方は不適切だろう、そんな単純な思いであります。

そこで、答弁にもあるように、町長が請求をしないというのは、様々な理由もあるでしょう。 でも、それは当たり前ではないのです。そして、専門家にも相談したというのは、副町長から も報告がありました。当然、身内のことだから、悪い言葉であるかもしれませんが、お互いに 配慮しながら、傷をなめながら、理事者に無駄な荷物を背負わせないようにというふうにしか 私には思えなくて質問をした経緯があるのです。

そして、ここに書いてあるように、当事者双方が認識していたことは、債務不履行を理由と する解除事項や罰則の問題が生じ得るとしても、契約の有効性に影響を与えるものではないと の考え方を伺っております。

法律用語に近い債務不履行を理由とする解除事項や罰則の問題が生じ得るとしてもというのは、どのように認識していますか。

- 〇議長(根津公男君) 須田副町長。
- **○副町長(須田 歩君)** 先ほど町長から答弁させていただきまして、今、議員からご質問がありました。法律的な用語もあると思っておりますが、債務不履行を理由とする解除事由についてまず申し上げたいと思いますけれども、これは民法上の言い方でございます。契約不履行という言い方も一般的にはするわけですが、契約不履行であれば、契約を行った当事者間で合意があって、一方が契約を守らない、履行しないということになろうかと思います。こういう場合については、一方の当事者が正当な理由なく契約を実行しないということでございますので、契約不履行と言いますけれども、民法上は債務不履行という用語で定義されているということですので、債務不履行も契約不履行も同じ意味合いという状況です。

債務不履行というのは、契約不履行でもよろしいかと思いますけれども、これは町といぶり噴火湾漁業組合との間では、この間、一般廃棄物処理施設運営業務という契約の中で業務が進められてきました。その中で、契約条項の中にもございますけれども、契約の解除という条文も定めているわけでございます。こういう契約上の問題があれば契約解除という状況になろうかと思いますけども、本件に関しては、双方の仕事を履行する、しないという問題でございますので、本件についてはそこまでのものではないという判断をしているところでございます。

もう1点は、罰則等の問題が生じ得るという回答をさせていただいているところでございます。罰則については、廃棄物処理法などの法律のことを指しているものになろうかと思いますけれども、この件については、議員がご承知のとおり廃棄物処理法にあるということで、町として事案が発生したという経緯がございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(根津公男君) ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時59分 再開 午前11時10分

- ○議長(根津公男君) 休憩を閉じて、再開いたします。 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** ここで、法律を盾に取って反発する気はさらさらないのですが、町長、これは曖昧にすべきではないと思っています。請求しませんなどという論法にはならないのです。結論ではありませんが、ちゃんと正しく、今、いぶり噴火湾漁業協同組合は受託はしていませんが、再度、規則、ルールに基づいて、歩み寄りも含めてすべきではないか。自分の金で払っているわけではないのです。全部そうではないですか。バイオから何からも含めてね。

そこで、今、副町長がいみじくも言いました。債務不履行などの問題が生じ得るとしてもというところがすごく上手だと思っています。それを盾に取って言うわけではないですが、そこまで言うのであれば、ちゃんとしたルールに沿って、歩み寄りも含めて、そういうふうに認識

をしているのであれば、町長、請求をしてみてください。歩み寄りも含めてです。いかがですか。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 議員が今おっしゃったとおり、規則、ルールにのっとって請求はしないというふうに考えてございます。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 幾ら言っても、それはそれで構わないです。

町長、令和4年3月4日のマスコミの報道で、書類送検をされて、新聞には共謀をしてとあります。検察庁の判断も含めて、共謀となっています。豊浦町も、産廃収集運搬業者もです。 それをまず申し上げますが、その共謀の認識についてお尋ねしましょう。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- ○町長(村井洋一君) 申し訳ありませんが、確認をしなければ分からない状況でございます。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 後ろにも所管の課長など、隣に副町長がいますし、そちらはスタッフが1人、2人いるのです。こちらは1人でやっているのです。資料も何も別にして、休憩でもして確認をしてください。

町長が規則、ルールにのっとって請求をしないということで、それはそれでいいのです。そ う言うから再質問をした次第でございます。

〇議長(根津公男君) 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時14分 再開 午前11時19分

- ○議長(根津公男君) 休憩を閉じて、再開いたします。 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 今、新聞報道を見てみました。この中で、共謀の上となってございますけれども、我々とすれば、豊浦町として、組織として行ったという認識でございます。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** 町長が規則、ルールに沿って請求しないということだからね。その前段として、共謀という認識はいかがですかとお尋ねしているのです。

町長は規則、ルールと言うけれども、私と大きな乖離があるのですが、その当時の契約書は、所管も知っていると思いますが、あなたも知っていると思います。ここに、公害防止対策の第5条の2、3とあります。あえて読み上げませんが、公的公害機関及び監督官庁に調査を依頼し、その結論に従うものですと。そういうアクシデントがあったときに、いろいろな事情があったのでしょう。そのときに、町と委託業者がちゃんと規則、ルールに従っていれば不法投棄は避けられたのです。それもしないで、ここの時系列をあえて申し上げるが、礼文に捨てたと、何十回も。それは、規則、ルールに基づいてしたと町長は認識していますか。

そうではないと思います、町長。町長も知らなかった、町長に報告をした、誰かが実施した、ここに時系列がありますが、町長も知っているように、本当に町長は知らなかったのかもしれない。だからといって、知らなかったから格好よく規則、ルールに基づいていますとか、私は、そこまで言わなくても、みんな私の責任です、もう一回歩み寄って請求をしてみたい、そのために町長も50%の給与カットを提案したのです。最初は30%でした。それを民主主義の中で、

議会では承認がされませんでしたけれども、現在、50%カットで1年間やっているではないで すか。

ただ、やみくもにわけの分からない言い方、わけの分からないようなやり方、これはできないということで申し上げているだけであって、町長も人間ですし、私も人間です。勇み足もこれからもあると思います。そんなに難しいことではなくて、やみくもに隠すから、理想は理想でいいですが、そこは、私も請求をしたいけれども、こういう事情で私は請求をしないという理由があるのであれば、あなたは規則、ルールと言うからそう申し上げたのであって、そこら辺の私の思い、町長の今回の答弁の乖離について、その辺は歩み寄りませんか。お尋ねしましょう。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 先ほども答弁の中で、運搬業務の契約に関して、契約の有効性のとおりということでございまして、その契約は違法、無効となることはないとのことであると聞いてございますので、そういうことから、町としての返金を求める考えはないということでございます。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **〇6番(渡辺訓雄君)** 町長の逃げたい気持ちは分かります。私も分かります。そうではなくて、町長は一般廃棄物の許可収集運搬を許可していないのです。そして、検証するの漁協だと思う。そういうような状況だったのです。

それを、組合に委託、今はしていないですけれども、それに払ったということは、契約違反とか何とかではなくて、ボタンのかけ違いです。おかしいではないですか、町長。一般廃棄物の残渣水は、町の残渣水だから、処理しなければいけないわけですから、そういう観点から言うと、私も言葉足らずかもしれませんが、おおむね、私の思いを把握できるのではないですか。そこはいかがですか、町長。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** いぶり噴火湾漁協と業者との契約上のことでございますので、その辺をご理解いただければと思います。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **〇6番(渡辺訓雄君)** しかし、費用は、町民の税金、町民の血税から支出しているわけですよね。これは資料も全部ありますけれども、そこの思いだけなのです。

町長は逃げたいのは分かります。もうこれ以上、様々に悪口を、私もそうですよ。際どいと ころを言えば言われます。今さら寝た子を起こすなと、そう思いますけれども、そうではない と思うのです。

町長、もう一つ、契約書の第10条の遵守事項です。町が定める条例、規則及び基準の遵守を しなければならない、これは二つが該当するのです。

そして、タンクローリー収集車で処理するに当たっても、豊浦町がその業者にお願いに行ったとか、行かなかったとか、他の業者に行ったとか、そんなうわさが飛び交っているのです。

そして、前にも申し上げたように、不服申立てをしているということがありましたけれども、 それはそれとして、町長の思い、気持ちは分かります。全部、バイオガスも赤字だったら、あ なたが責任を取るというのなら、それはそれでいいでしょう。これは、責任とかそんなことで はなくて、歩み寄った方法で、何のための契約なのですか。誰が見たって分かります、条例、 規則は。そのことを私は申し上げているのです。それでも、歩み寄った請求は、こういう事情 で、もうなしにしてくれと私に申し上げるのか、もうこれ以上言わないでくれ、もうこれ以上 問題提起をしないでくれと言うのか、町長。そういう気持ちがあれば、ここで言ってください。 お互いに元気で踏ん張りましょう。町長、いかがですか。

どうして笑うのですか。私が間違えたのであれば、間違えたと言ってください。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 議員がおっしゃられる第9条の問題、第10条の問題と言いますけれども、先ほどの繰り返しになりますが、この契約が違法、無効となることはないという判断でございますので、それに基づいてこちらは対応をするしかないという判断でございます。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **〇6番(渡辺訓雄君)** 町長、それは分かる。書いてあるから、町長の思いも分かる。そうことであれば、それはそれで致し方ない。何だかんだ言っても理事者なのですからね。一議員とは違うわけですからね。でも、心はどのように感じているかどうかは別ですが、まだ終わりませんけれども、町長の思いだけは分かりました。書いてあるとおりということで。

くどいようですが、違法とかそういうことではなくて、契約から見ると、やはり町もチェック不足だっただろうということです。それだけのアクシデントで、でも、そのときにアクシデントの関係で、税金、血税がトータルでどのくらい支出されていますか。

私の記憶では約2億円近いと思っていますが、そこはどうですか。

その中に、収集運搬は最初のときに入っていなかったのです。後から分かったのです。そのときに町長が、所管でもいいですが、一般廃棄物収集運搬を許可はしていなかったけれども、この中に処理運搬料が入っていますと。そうすればまだ別ですよ。そうか、間違えたなと。でも、言われなかったら、みんなひた隠しにしているとしか私には思えないから申し上げたのです。トータルは幾らになりますか。概算でも結構です。

○議長(根津公男君) 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時31分 再開 午前11時37分

- ○議長(根津公男君) 休憩を閉じて、再開いたします。 須田副町長。
- **○副町長(須田 歩君)** お時間を取らせてしまいまして、大変申し訳ありません。 ただいまの経費の総額に関して、令和4年度について申し上げさせていただきたいと思います。

漁組との契約についてでございますけれども、総額で約1億7,000万円という状況でございます。この中に戻し堆肥の処分費も含まれた金額となってございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 認可した収集運搬の業者にもみんな、組合に必要経費を払ったのが1億7,000万円ということですね。簡単に、そういうアクシデントがあったかもしれないけれども、契約書の第5条なり第8条なりをお互いにチェックをしていれば、もっと解決をする方法があった。これは後の祭りですが、だから、お互いに契約に沿った形を請求すべきではないかということです。これは一般の方のほうが全うです。あなたたちはあなたたちで結構ですけれどもね。

もう一つは、収入増加の展開などの取組はということです。これも、昨日、ある議員の契約 書とか成分書とかいろいろと言っていましたけれども、現状は、東京のアースアンドライフと いう会社は、さすがだなと思いました。よくやったよ。でも、そこで、仮受けというか、向こうからの発注というか、数量とか単価も聞いていますが、そういう組織同士でするときに、本来は契約などが一番あれだろうけれども、買う側も様々な思いもあると思うので、向こうからの発注書とか、そういう仮のあかしはありますか。

それから、買う量も、今回は議案書に補正で載っていますが、そういうことも規則、ルール にのっとったやり方をしているかなと。そこだけお尋ねしましょう。

- 〇議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- **○水産商工観光課長(長谷部 晋君)** アースアンドライフにつきましては、購入の承諾は得ておりますが、現在、堆肥の乾きが悪いものですから、販売ができておりません。これから契約か締結か協定かというところで、例えば、契約するとして、その中で発注書とか処理的な部分は定めて、お互い書類のやり取りはしたいと考えてございます。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **〇6番(渡辺訓雄君)** そのことについては、原課で手落ちのないように推し進めてくれれば と思っています。

それで、製品になる海の恵みですね。戻し堆肥をふるいにかけて製品ができるのだけれども、 その余ったものは粉砕して何かにかけているのですか。

何を言いたいかというと、昨日もマニュアルなどと言っていましたけれども、それはそれと して、どういう手法でやっているのですか。片手間でやるのか。

それから、今、戻し堆肥の乾燥が悪いのだというのは当然ですね。自然乾燥みたいなものですからね。あるいは、攪拌したり、なかなか厄介ですが、今後の収入アップを見たときに、何かもうちょっと工夫しなければならないのではないかという思いでいます。

そこで、需要と供給ですが、安定した供給ができるような手法を取らなければならないので、 そんなことも含めたり、それから、関連があるので、戻し堆肥をふるいにかけて製品にするの と、大きい固形物は粉砕して恵みにするのか、そこのところをお尋ねしましょう。

- 〇議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- **〇水産商工観光課長(長谷部 晋君)** 製品にする際は、乾燥した戻し堆肥をふるいにかけて、製品の部分とそれ以外、ほとんどが貝殻ですけれども、その貝殻の部分につきましては、現在、敷地内で暗渠材という形で使ってございます。行く行くは、今後の動向にもよりますけれども、大量に出ると思われますので、それを買ってくれる業者がいないかどうか、そこも探りたいと思っていました。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) それはそれでまた工夫してやってくれればいいです。

それで、前回に聞いたときに、施設の中の戻し堆肥をトンバッグに入れたものが何千トンと あると言って、もう使えないかもしれない、製品ならないかもしれないということでしたが、 その現状はいかがですか。意味は分かりますよね。

- 〇議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- **〇水産商工観光課長(長谷部 晋君)** 以前にご説明したと思いますけれども、外に保管しているもので約2,070トンの戻し堆肥があります。それにつきましては、中身を見ないことには分かりませんが、その説明をした当時は使えないだろうという判断でございましたけれども、今後、中身を見て使えるようであれば、さらにレーンに投入して発酵させて製品にしたいという考えもございますので、その辺は状況を見ながら進めたいと思ってございます。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。

○6番(渡辺訓雄君) 強いて言えば在庫です。トンバッグに入っているものです。生かせる ものであれば生かすべきだろうし、生かせなかったら、またそれをどこかにしまわなければい けないわけで、それにしても銭がかかる、そんな思いで申し上げたのです。近々に報告を願い たいと思います。

それから、海の恵みも、北海道と本州と、需要と供給で使う時期が違うと思うのです。そのことを申し上げています。乾燥しないから、製品にならないからというときに、そうならないように、何かしなければ駄目ではないのか、片手間でやるのか、それも含めてお尋ねしたかったのです。

- **○水産商工観光課長(長谷部 晋君)** 今の質問の趣旨が分からなかったので、もう少しかみ 砕いてお願いできますか。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 今、やり取りをしているときに、乾燥が遅いと。それで、北海道で肥料を使う時期と、本州で使う肥料の時期というのは、需要と供給だよね。そのときに、現状、片手間でしているのか、今度、新たな東京との連携の中で、需要と供給を見込んで、片手間ではなくて、新たな展開で、乾燥して、向こうで時期に遅れないように、そういう対応も考えてやるのがビジネスではないかという思いです。
- 〇議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- **〇水産商工観光課長(長谷部 晋君)** 乾燥が遅いということで、なかなかつくれていない状況がございますけども、そういう中でも、現場でいろいろと創意工夫しています。攪拌もしているのですが、現場にある扇風機を使ったり、ジェットヒーターを使ってなるべく早く乾燥させている現状がございます。

そういうことをしながら、東京のほうもそうですけれども、道内でも使ってくださっている 方はいらっしゃるので、早く届けたいという思いを込めて、片手間ではないです。本気でやっ ていますので、その辺はご理解をお願いいたします。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** 本気でやっているのならいいのだけれども、片手間というのは、あなたが片手間ではなくて、現場で、堆肥をつくるのに、前に聞いたときに、空いた時間でやっているのだということだったので、今回も空いた時間にやって、ビジネス展開ができるのかということを申し上げています。あなたは本気でやっているかもしれないけれどもね。

そういう意味ですが、そこはいかがですか。

- 〇議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- **〇水産商工観光課長(長谷部 晋君)** 空いた時間とは言っていますけれども、そういう中でも、現場もこちらからいろいろお願いして、現場のほうも本気でつくっていただいています。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) これは唯一の収入源の要なのです。袋詰めも多少の原価はかかるわけです。袋代から何からね。その他もろもろをね。トンバッグでやると、2,000円でしたか、2,000円ですね。現状はトンバッグで2,000円、1立米でしたか。それであれをすると、今年の春に、3月か2月に夢みたいな話もしていたのですが、そこまではほど遠くて、現実はできないということです。現状ではね。そして、上がる量は知れているわけです。倍にはならないわけだからね。そこの計算方法はどうですか。
- 〇議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- **〇水産商工観光課長(長谷部 晋君)** 以前からお話ししていますとおり、雑物量6,850トンを

見込んでいまして、そこからできる量は2,556トンとなりますので、今のところはそこが限界かと思っています。これらを、1 立米もそうですけれども、あと10キログラムの袋で販売することとしております。その結果、約1,000万円ですが、その収入があればいいなという考えで今は動いているところです。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **〇6番(渡辺訓雄君)** 現実は、水産系の雑物が倍になったりすると、これまた反比例で、施設費もかかるだろうし、海の恵みをあげるとなれば、これも限度もあるだろうし、需要と供給でね。収入5,000万円というのは本当に夢のような物語だと思いますが、それに見合うような手法はありませんか。
- ○議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- **○水産商工観光課長(長谷部 晋君)** 今後のことでございますけれども、今、ここではっきりとは申し上げられませんが、考えていることはございます。それはどうなるか分かりませんので、ここでのお答えは控えさせていただきます。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** それはそれでいいでしょう。ただ、在庫量の関係は、この前も数字に 出ていますので、またそのときに機会があればお尋ね申し上げます。その前に書いてありまし たので、ちょっと言葉足らずですが、2点目については終わります。
- 3点目は、展望公園の旧パークゴルフ場です。今は利用されていないところですが、その再利用について、質問の趣旨に書いてあるとおりです。回答を求めます。
- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 3点目の展望公園の空き地等の再利用についてお答えいたします。

豊浦町噴火湾展望公園の旧パークゴルフ場跡地の利活用につきましては、これまで具体策がない状況でしたが、令和3年に1件、利活用の提案があったところでございます。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の問題や提案内容が不十分であったことから、許可しないことといたしました。

今後につきましては、旧パークゴルフ場の跡地は貴重な財産でありますので、年間を通して利用者が楽しめて、町内外の交流も図られ、さらには、交流人口の増加とともに、関係人口にもつながるような利活用策が提案されるよう、まずは提案に係る募集内容を研究してまいります。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **〇6番(渡辺訓雄君)** 最後のところで研究してまいりますとありましたが、いつぐらいまで研究して、いつ提案がなされるのでしょうか。

また、水産系雑物の施設ではありませんが、これらの再利用も本気でやるような顔をしていますので、いいアイデアなど提案があればお尋ねしたいです。

- ○議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- **○水産商工観光課長(長谷部 晋君)** 所管としましては、今年度は、いろいろな課題や、また、いろいろと手をつけている事業等がありまして、なかなか忙しいものですから、年度内にその内容について研究して、新年度に向けて進めたいという思いで現在は考えております。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **〇6番(渡辺訓雄君)** 忙しいのは、みんなが忙しいと思うのです。だから、正直に言っていいです。今年度のいろいろな課題の改善、あるいは展開をしなければならないので、簡単に言えば、手が回らない、そして、アイデアもないと言ってくれれば一番いいのですけれども、こ

ういう研究をするには、人の数だけではないと思います。事業の目配り気配りも人の数だけではないと思います。やはり、自分の能力というか、先見性も含めて、目、口、鼻もあるわけですから、本当に研究していく取組について、職員が不足なのか、不足でしたらどうすればいいのか、そのようなことを確認しておきましょう。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 展望公園の再活用についてでございます。

ご存じのとおり、庁内の機構改革も終えたところでございまして、それぞれ所管の事務事業 について非常に活発に忙しい状況で働いていただいております。

ただ単に、担当課だけではなくて、いろいろな課のアイデアもあれば、それを参考にしていきたいと当然思ってございますので、そういう利活用も含めて研究していきたいと思ってございます。

今、お尋ねの議員をはじめ、議員の皆さん方の優れた感性があると思ってございますので、 それぞれの皆さん方の考え方も参考にしながら、よりよい再利用に向けて取り組んでいければ と思ってございますので、よろしくお願いを申し上げます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 終わる前に、3月の決算時期に少数意見を保留してあるので、もう一回検証してほしいのです。

それから、執行方針、農林水産業・医療福祉、町長の思いも全部書いてあるのです。それらを遂行するに当たって、各種教育から、老人福祉から、全てを執行方針に書いてあります。理想は理想でいいでしょう、でも、そういうことをやはり実現に向けて、言いにくいことも聞きにくいこともあるかもしれませんが、そんな思いも持っておりますので、そんなことを検証して行っていただければと思います。

それから、所得向上など、いろいろ載っています。受益と負担の公平性とか、ちょっとおかしいなという、そういうのは、私はあると思っていますから。それらも含めて、地域財政計画も含めて、今の資金状況はまた別のときにお尋ね申し上げますが、そんなことを申し上げて、3点について終わります。

以上です。

○議長(根津公男君) これで、渡辺訓雄議員の一般質問を終わります。 以上で、一般質問を終了いたしました。 暫時休憩いたします。

> 休憩 午後 0 時02分 再開 午後 1 時00分

- ○議長(根津公男君) 休憩を閉じて、再開いたします。
 - ◎議案第35号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 〇議長(根津公男君) 日程第2、議案第35号 固定資産評価審査委員会委員の選任について を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村井町長。

〇町長(村井洋一君) それでは、議案第35号の提案理由の説明をいたします。

固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明をいたします。

豊浦町固定資産評価審査委員会委員前野俊春氏は、令和5年7月19日をもって任期満了となり、後任として次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

大内忠司氏は、船見町にお住まいで、現在65歳でございます。

とうや湖農業協同組合職員として、昭和54年4月から令和3年3月まで42年間、農業振興企画室長、総務部長、事業部長、理事兼参事などの要職を経験され、現在は、令和4年3月から豊浦町社会福祉協議会監事、令和5年4月から豊浦町高齢者事業団理事長として、地域に大変親しまれている方でもあります。

税に限らず、豊富な知識もお持ちの方でございまして、前野委員の後任の固定資産評価審査 委員会委員として推薦申し上げ、議員各位のご理解により、ご同意を賜りますようよろしくお 願いを申し上げます。

○議長(根津公男君) 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

◎議案第36号から議案第44号

〇議長(根津公男君) 日程第3、議案第36号 農業委員会委員の任命についてから日程第11、 議案第44号 農業委員会委員の任命についてまでの9議案については、一括議題として説明を 求めるとともに、採決に当たっては、個々の議案として取り扱いたいと思います。

一括して提案理由の説明を求めます。

村井町長。

○町長(村井洋一君) それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

2ページをお開きください。

議案第36号から議案第44号の農業委員会委員の選任についてご説明いたします。

本提案の趣旨は、農業委員会委員の任期が来る令和5年7月19日をもって3年間の任期が満了となります。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

農業委員会等に関する法律第8条第5項の規定により、原則として、農業委員の過半数を認定農業者等とすることについては、9名の農業委員候補者のうち、麻生氏、四釜氏を除く7名が認定農業者等であり、過半数を満たしております。

まず、議案第36号につきましては、旭町在住の麻生祐一氏を農業委員会委員として任命いた したく、議会の同意をお願いするものでございます。 麻生祐一氏は、現在67歳で、平成17年7月から農業委員を経験されており、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、農業委員として適任者であると考え、候補者として推薦いたしたく、よろしくお願いを申し上げます。

3ページをお開きください。

次に、議案第37号につきましては、山梨在住の石村光博氏を農業委員会委員として任命いた したく、議会の同意をお願いするものでございます。

石村光博は、現在58歳で、認定農業者であるとともに、平成29年7月から農業委員を経験されており、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、農業委員として適任者であると考え、候補者として推薦いたしたく、よろしくお願いを申し上げます。

4ページをお開きください。

次に、議案第38号につきましては、礼文華在住の江刺家輝雄氏を農業委員会委員として任命 いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

江刺家輝雄氏は、現在65歳で、認定農業者であるとともに、平成23年7月から農業委員を経験されており、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、農業委員として適任者であると考え、候補者として推薦いたしたく、よろしくお願いを申し上げます。

5ページをお開きください。

次に、議案第39号につきましては、大和在住の大野幸一氏を農業委員会委員として任命いた したく、議会の同意をお願いするものでございます。

大野幸一氏は、現在49歳で、認定農業者であるとともに、令和2年7月から農業委員を経験 されており、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、農業委員として適任者で あると考え、候補者として推薦いたしたく、よろしくお願いを申し上げます。

6ページをお開きください。

次に、議案第40号につきましては、大岸在住の佐藤義一氏を農業委員会委員として任命いた したく、議会の同意をお願いするものでございます。

佐藤義一氏は、現在70歳で、認定農業者であるとともに、平成26年7月から農業委員を経験されており、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、農業委員として適任者であると考え、候補者として推薦いたしたく、よろしくお願いを申し上げます。

7ページをお開きください。

次に、議案第41号につきましては、大岸在住の四釜征子氏を農業委員会委員として任命いた したく、議会の同意をお願いするものでございます。

四釜征子氏は、現在61歳で、昭和61年4月から就農され、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、農業委員として適任者であると考え、候補者として推薦いたしたく、よろしくお願いを申し上げます。

8ページをお開きください。

次に、議案第42号につきましては、新富在住の谷岡雅夫氏を農業委員会委員として任命いた したく、議会の同意をお願いするものでございます。

谷岡雅夫氏は、現在54歳で、認定農業者であるとともに、令和2年7月から農業委員を経験されており、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、農業委員として適任者であると考え、候補者として推薦いたしたく、よろしくお願いを申し上げます。

9ページをお開きください。

次に、議案第43号につきましては、新山梨在住の山口一敏氏を農業委員会委員として任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

山口一敏氏は、現在68歳で、平成26年7月から農業委員を経験されており、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、農業委員として適任者であると考え、候補者として推薦いたしたく、よろしくお願いを申し上げます。

10ページをお開きください。

次に、議案第44号につきましては、山梨在住の山田洋之氏を農業委員会委員として任命いた したく、議会の同意をお願いするものでございます。

山田洋之氏は、現在47歳で、認定農業者であるとともに、令和2年7月から農業委員を経験されており、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、農業委員として適任者であると考え、候補者として推薦いたしたく、よろしくお願いを申し上げます。

以上、9名を適任者と考え、提案させていただきました。

議員各位のご理解によりましてご同意を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願いを 申し上げます。

以上でございます。

- ○議長(根津公男君) 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** この同意についてはいいのですが、細かいことでありますけれども、 認定と認定ではないの違いを教えてください。農業委員会の法律に基づいて、過半数以上が認 定だという説明もありましたが、認定と認定ではないの違いについてお尋ね申し上げます。
- 〇議長(根津公男君) 大嶋農林課長補佐。
- **〇農林課長補佐(大嶋果林君)** ただいま議員のご質問にありました認定農業者についてご説明させていただきます。

認定農業者制度につきましては、平たく言いますと、農業者がご自身で提出する農業経営改善計画を市町村が認定した農業者のことを認定農業者と言っております。

農業経営改善計画につきましては、町で策定する計画に基づいて審査するようになっておりまして、審査機関につきましては、農協、農業委員、普及センターで担い手協議会を設置しまして、その中で適任かどうかの適否を判断しているところでございます。

また、認定農業者になりますと、スーパーL資金などの資金を借りられるといった優遇措置がございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **〇6番(渡辺訓雄君)** 上っ面しか解釈できないのですが、自分の経営する農業の改善計画を 出して、認定してもらう、そうすれば、資金を借りられることもあるということですね。

これは、農業者の規模とか、経営内容とか、そういうことは関係ないのですか。

同時に、認定されていないのはどんな解釈でいればいいのか、お尋ね申し上げます。

- 〇議長(根津公男君) 大嶋農林課長補佐。
- **〇農林課長補佐(大嶋果林君)** 各農家の経営形態や規模につきましては、特段の要件はございません。ですから、酪農家さんとか、露地野菜の農家さんとか、そういった種別は特段ございません。

もう1点、認定農業者制度にのらない方は、各農家の経営方針がございますので、こちらから義務的に認定農業者になってくださいということではなくて、各農家の独自の判断ということで、申請があった場合には計画認定の可否を行っております。

○議長(根津公男君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。

これより採決に入りますが、議案第36号から議案第44号までについては、1議案ごとに起立 による採決にしたいと思いますけれども、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

初めに、議案第36号を採決いたします。

本案に同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(根津公男君) 起立多数。

よって、議案第36号 農業委員会委員の任命については、同意することに決しました。 次に、議案第37号を採決いたします。

本案に同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(根津公男君) 起立多数。

よって、議案第37号 農業委員会委員の任命については、同意することに決しました。 次に、議案第38号を採決いたします。

本案に同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(根津公男君) 起立多数であります。

よって、議案第38号 農業委員会委員の任命については、同意することに決しました。 次に、議案第39号を採決いたします。

本案に同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(根津公男君) 起立多数であります。

よって、議案第39号 農業委員会委員の任命については、同意することに決しました。 次に、議案第40号を採決いたします。

本案に同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(根津公男君) 起立多数。

よって、議案第40号 農業委員会委員の任命については、同意することに決しました。 次に、議案第41号を採決いたします。

本案に同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(根津公男君) 起立多数。

よって、議案第41号 農業委員会委員の任命については、同意することに決しました。 次に、議案第42号を採決いたします。

本案に同意することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(根津公男君) 起立多数であります。

よって、議案第42号 農業委員会委員の任命については、同意することに決しました。 次に、議案第43号を採決いたします。

本案に同意することに賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

〇議長(根津公男君) 起立多数。

よって、議案第43号 農業委員会委員の任命については、同意することに決しました。 次に、議案第44号を採決いたします。

本案に同意することに賛成の方は起立願いします。

(賛成者起立)

〇議長(根津公男君) 起立多数。

よって、議案第44号 農業委員会委員の任命については、同意することに決しました。

◎議案第45号 豊浦町税条例の一部改正について

○議長(根津公男君) 次に、日程第 12、議案第 45 号 豊浦町税条例の一部改正についてを 議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

竹林町民課長。

〇町民課長(竹林善人君) 議案書の11ページになります。

議案第45号 豊浦町税条例の一部改正についてご説明いたします。

豊浦町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案の理由として、地方税法などの一部を改正する法律などが公布され、個人町民税については、森林環境税の導入による賦課徴収方法や均等割を賦課すること、給与所得の扶養親族等申告書の記載の簡素化すること、軽自動車税については、ミニカー区分から三輪の特定小型原付を除外すること、その他所要の改正を行うため本条例を改正する議案を提出するものでございます。

別紙条例改正本文の朗読を省略し、別冊の6月会議追加資料で概要を説明いたします。 全部で2ページまである追加資料です。

では、改正内容を説明します。

1、町民税、個人町民税において、①森林環境税の導入による賦課徴収方法などの改正です。 現在、賦課徴収している均等割には、東日本大震災復興支援の財源として賦課徴収されておりましたが、令和6年度から、森林環境税として賦課徴収し、森林環境譲与税として市町村に 譲与されることになるため、所要の規定を改正するものでございます。

なお、令和6年度からの森林環境譲与税の市町村への配分額、豊浦町に配分される金額等については、80万円くらいを予定しております。

②給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化に伴う改正です。

記載すべき事項が前年の申告内容と異動がない場合には、異動がない旨の記載によることができることとする所要の改正でございます。

2の軽自動車税においては、①ミニカー区分から三輪の特定小型原付を除外する改正です。 道路交通法の改正により、新たに定義された特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キック ボードを現行の原動機付自転車と同じ区分にする改正でございます。

なお、この条例制定後には、広報等で住民へその旨の内容を周知する予定でございます。

②自動車メーカーの不正行為による納税不足額を徴収する際に割合を加算する改正でござい

ます。

自動車メーカーなどの不正行為に起因し、軽自動車税環境性能割、種別割の納付不足額が生じた場合における当該自動車メーカーなどに納付すべき納付不足額を徴収する際に加算する割合を、現行の10%から35%に引き上げる所要の改正でございます。

施行日につきましては、それぞれ個人町民税①は令和6年1月1日施行、②は令和7年1月 1日施行、軽自動車税①は令和5年7月1日施行、②は令和6年1月1日施行で、それぞれ経 過措置も規定いたします。

以上で説明を終わります。

- ○議長(根津公男君) 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 個人町民税の均等割課税で、森林環境税の導入による賦課徴収方法の 規定ということでの改正でしたけれども、森林環境税として個人から徴収されているというこ とでしたが、それとの関連はどういうふうになりますか。
- 〇議長(根津公男君) 竹林町民課長。
- **〇町民課長(竹林善人君)** 今、現行では、東日本大震災復興支援としての財源、そして、賦課をしておりますので、今度はそれが森林環境税として変更になる形になります。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **○1番(山田秀人君)** ということは、今までは復興の部分で1,000円でしたね。さらに、それにプラスされて、4,000円でしたか、5,000円でしたか、均等割ですね。その分はやめて、今度は森林環境税に替わるというのは誰も了承していないです。

これは、本来であれば、なぜ森林環境税を設けるかというと、実際の恩恵を被っているのは 大企業なのですよ。大手なのです。

そこに、森林環境税に依拠すればいいはずなのに、お金のない一般国民から、均等割しか課税されない低所得者まで、その分、徴収されるということなのですよ。

そして、それを徴収されて、その分は一旦引き上げて、国が一度すくい取って、さらにその 半分だけを譲与税で市町村にまた配分するということです。

こんなばかな話はあるかということです。

これは、法律が国会で決めたのですから、その中の議論でもってあるのですけれど、その法律でもって、それぞれ各市町村の税条例の改正で、こういうふうに出るのですよ。

ですから、はっきり言いまして、理不尽極まりないということなのです。復興税なら、なおさら分かるのです。地震の災害のために復興するということでね。ところが、今までだと、兵器を買うようなところまで国はあれしているということですから、そういう意味では、この条文というのはどうも理解しがたいというところがあるのですが、そういうことなのですね。確認です。

- 〇議長(根津公男君) 竹林町民課長。
- 〇町民課長(竹林善人君) 議員がおっしゃるとおりでございます。

その中で、現在、均等割は、市町村で500円、道で500円、合わせて1,000円を徴収しております。今度は、その分がそのまま森林環境税という形で徴収することになり、一度1,000円分を納めた後に市町村には9割戻ってきて、残り10%が道のほうに譲与されるという税制の改正になっております。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- 〇1番(山田秀人君) 税ですから、国、自治体のために使うということですが、実際に住民

は年間で均等割を幾ら納税しているのですか。

- 〇議長(根津公男君) 竹林町民課長。
- 〇町民課長(竹林善人君) 現在は5,000円でございます。
- ○議長(根津公男君) ほかに質疑ございませんか。 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 説明書の1ページです。今、条文を説明してくれたのだけれども、軽 自動車税のミニカー区分から三輪云々とあるのですが、現状はどんな実態なのですか。
- 〇議長(根津公男君) 竹林町民課長。
- **〇町民課長(竹林善人君)** 現状では登録等はございません。ただ、今回、税の改正がございまして、町民課のほうでも新たに電動キックボードに対応するナンバープレートの発注等は行っております。

来年度からの課税になりますので、今後、住民等へは、広報等を通じて周知、説明をしてい きたいと考えております。

○議長(根津公男君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。 討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- ◎議案第46号 子ども・子育て支援法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- ○議長(根津公男君) 日程13、議案第46号 子ども・子育て支援法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

竹林町民課長。

〇町民課長(竹林善人君) 議案書の16ページになります。

議案第46号 子ども・子育て支援法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてご説明いたします。

子ども・子育て支援法などの改正に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める ものでございます。

提案の理由として、子ども・子育て支援法、学校教育法、児童福祉法、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正がされたため、この条例案を提出するものでございます。

別紙条例本文の朗読を省略し、別添 6 月会議説明資料の11ページをお開きください。 改正内容を説明いたします。

1、豊浦町保育の必要性の認定等に関する基準を定める条例のうち、こども家庭庁の設置に

伴う子ども・子育て支援法の改正に伴う参照条項の改正でございます。

- 2、豊浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、 法律改正に伴う規定の整備及び条文の整理でございます。
- ①こども家庭庁の設置に伴う子ども・子育て支援法の改正による参照条項の改正、②こども家庭庁の設置に伴う学校教育法の改正による参照条項の改正、③職員が行う書面などの作成、保存などについて、電磁記録による対応ができる規定の整理、第5条第2項から第6項までを削除し、第4章雑則(第53条)に整理をいたします。④児童福祉法改正に伴い、懲戒に係る権限の削除。
- 3、豊浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、法律改正に伴う規 定の整備及び条文整理でございます。
- ①安全計画の策定が義務化されたことに伴い規定を整備、②自動車を運行する場合に児童などの所在確認を行うこと及び安全管理の装備が義務化されたことに伴い規定を整備、経過措置として令和6年3月31日までの間の緩和措置を規定いたします。

12ページになります。

- ③児童福祉法改正に伴い、懲戒に係る権限の削除、④感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置を追加、⑤こども家庭庁の設置に伴う子ども・子育て支援法の改正による修正、⑥職員が行う書面などの作成、保存などについて、電磁記録によって対応できる規定の整備、第6章雑則(49条)に整理いたします。
- 4、豊浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、法律改正に 伴う規定の整備及び条文の整理でございます。
- ①安全計画の策定が義務化されたことに伴い規定を整備、②自動車を運行する場合に児童などの所在確認を行うこと及び安全管理の装備が義務化されたことに伴い規定を整備、経過措置として令和6年3月31日までの間の緩和措置を規定いたします。③業務継続計画の策定の努力義務化に伴い規定を整備、④感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置を追加いたします。

ここで、修正をお願いします。

施行日につきまして、説明資料では令和5年4月1日から施行するとなっておりますが、条例本文にありますとおり、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するという内容になります。

以上で説明を終わります。

- ○議長(根津公男君) 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。 山田議員。
- **○1番(山田秀人君)** 説明を伺いましたが、バスの中に児童が置き去りにされて命を落としたということがありましたね。そういうものを教訓として法律が改正されて、今回、条例も基準を定めたということです。

それで、経過措置として令和6年3月31日まで緩和措置をと規定しているけれども、本町におけるバスの運行なども該当になるのではないかと思うのですが、そこはどういうふうに理解されているのでしょうか。それとも、町営バスの場合は全く該当がないのか、伺います。

- 〇議長(根津公男君) 久保町民課長補佐。
- **〇町民課長補佐(久保隆史君)** 今回の条例改正に当たる送迎バスの安全確認においては、施設を運営する事業所という形になりますので、豊浦町の場合は、認定こども園ではバスの送迎、 学童のほうも青空さんでは行っておりません。規定は今回条例改正いたしますけれども、実情

として対象の送迎はないということになります。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 言っていることは分かりますが、バスを持っていないので、町営バスを貸してくださいということで、少年野球などで借りて、この人たちは該当になるのか分かりませんけれども、置き去りになって暑いところにずっと閉じ込められてしまった、そういうものも含まれるのですか。

町営バスを貸して、運転手はこちらで手配してという状況をよく聞きますけれども、いかがですか。

- 〇議長(根津公男君) 竹林町民課長。
- **〇町民課長(竹林善人君)** 今回は、あくまでも児童等の施設に対することで規定の整理をしています。今ありました町営バスについては、現行では装置をつけなさいということはありません。ただ、実際に貸すときには、今までのいろいろな経過がありますので、貸すときにそういうことがないようにということで、バスは町の持ち物でございますので、貸す人に対してのそういう装置の義務はないので、あくまでも借りた方でそういう対応をしてくださいという指導になると思います。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 分かりますよ、それは。法律的には、送迎する事業所というのは指定しているけれどもね。

そうであっても、町営バスの中に閉じ込められて亡くなられたら困るなということは派生的にあるわけです。そのようなことがないようにということで、バスを持っている町としては、いろいろ方策も考えなければならないのではないかと思うのです。法律に縛られるのではなくて、そういうことも一つ考えなければならないのではないでしょうか。いかがですか。

- 〇議長(根津公男君) 竹林町民課長。
- **〇町民課長(竹林善人君)** そうですね。町営バスも学校のスクールバスとして使っていますし、今後、児童を乗せる機会も多いですので、今後考えていかなければいけないことだと思います。担当課といろいろ協議した上で検討してまいりたいと思います。
- ○議長(根津公男君) ほかにありませんか。 石澤議員。
- **○7番**(石澤清司君) 先ほどの説明の中で、今年4月からこども家庭庁ができて、全体にわたる子どもの権利、大人が子どもに接するに当たっても事細かな法律ができてきたということです。基本的には、こども基本法が中心になって国のこども家庭庁ができたという中で、子育て世代の包括支援センターとか、子ども家庭総合支援拠点施設とか、地域でいじめの解決的なものを図るとか、継続的に子育てを支援するというような、国の政策の中ではそういうことを法律化してやってきていますが、その基本になるのはこども基本法です。

ですから、そういうことだというふうに取れれば、豊浦町としても子どもの権利的なものを 優先して条例改正をするのが、優先順位からしてそこを改正していくというのが、今回、国が つくった意図だと私は理解しているのです。

その辺のところは、豊浦町として、今回の条例改正について、どのような解釈で、国のこのこども家庭庁ができたことについて、今、早急に改正しなければならないということで改正するけれども、今後、こども家庭庁ができて、先ほど言ったように、子育て世代の包括支援センターとか、子ども家庭総合支援センターの拠点づくりとか、地域でいじめ解決のためとか、継続的子ども支援というものは、豊浦町としても令和5年度中にきちんとした体系づくりをして

我々議員にも提案していくということなのか、その辺の捉え方が具体的に分かるように、解釈 をお願いしたいと思います。

- 〇議長(根津公男君) 竹林町民課長。
- **〇町民課長(竹林善人君)** 今回の条例改正につきましては、議員がおっしゃるとおり、こども家庭庁ができて、豊浦町として今後どのような対応をしていくかという専門的な部署は今のところございません。そのため、今回、この条例の部分は町民課で改正しております。

ただ、今後は、3月の議会でも答弁しているとおり、本町におきましても子ども、子育てに 関連する専門の部署、また関連する機関と協議の上、機構を改正するということで順次進めて おります。

その中で、機構については私からご説明できませんが、今、課題となっている町民課の部分の子ども・子育てに関連する内容等については理事者に伝えておりますので、今後、関連の部局を集めた中でどういう形で進めていくか、これから検討するところでございます。

- 〇議長(根津公男君) 石澤議員。
- **○7番**(石澤清司君) 分かったような分からないような説明なのだけれども、一番大事なのは、子どもの権利について、今までと社会の捉え方が変わってきて、子どもの権利をちゃんと守っていこうと、子どもの権利を守ると同時に、子どもが社会に出てもちゃんと受け入れられるような状況にしていかなければならないというのがこども家庭庁ができた趣旨なのです。

ですから、そこをちゃんと見極めてやっていくという話なのだけれども、当然、町民課だけではなくて教育委員会も関わってくるだろうし、総務課も関わってくるだろうし、やまびこだって関わってくることだろうし、そういうことも含めて、こども基本法を基本にした考え方で、豊浦町として、子どもに対してどのような対応の仕方をすればいいのか。例えば、いじめの問題だって出てくるだろうし、全体的なことも含めて対応していくというのが国の狙いなので、今年のいつ頃までを目途に対応していくのか、今回の条例改正とともに説明できていないということは、私も不安なのです。

そこは、こども基本法というものが第1条から第20条まであるのです。それに基づいて、豊浦町として子どもの権利も含めてどうしていくのかという考え方に立って、豊浦町らしいものにしていくのだという考え方を、本来であれば、この条例改正とともに、大まかなことも提案できるような状況でなければ、ちぐはぐになっていくのではないかというのが私の捉え方です。

その辺のところは、先ほど言ったように、子育て世代の包括支援センターとか、子ども家庭総合支援拠点づくりとか、地域でいじめを解決するためのものとか、継続的子ども支援とか、伴走型の相談支援とか、そういうものをトータルして、豊浦町でどういうふうに進めていくのかという中で、今回提案された条例についてこうしていきたいという物の考え方であればいいのです。

しかし、今、町としてこの条例を改正しないと、国の制度が変わった中で対応できないから、ここの部分だけを改正したいということで提案されたのかなと私は思うのです。基本的なことが収まらないまま、分からないでここだけという考え方では、先が心配だなということは心配しています。私が勝手に心配しているのだけれども、その辺の捉え方は、今後、どのように庁舎内でまとめて、いつ頃、議会に提案して協議していく機会を設けて対応していきたいということになるのか、その辺のところも含めてご説明いただければ、私も少しは分かると思うので、いま一度、ご答弁をいただきたいと思います。

- 〇議長(根津公男君) 竹林町民課長。
- 〇町民課長(竹林善人君) まず、今回の条例改正については、現在、所管としていろいろな

部署で子どもに関するいろいろな対応をしております。その中で、現状では定まっている所管がない、所管が分かれているということで、今回、町民課で早急に条例改正しなければいけないということで、今回提案しております。

今後、先ほど言いましたように、子どもに関する総合的な窓口として、一体的な、センター的な部分は必要というふうに考えております。その中では、いつまでにセンターをいつ設置するかという、令和6年4月1日から稼働しなければいけないという部分では、早急に整備しなければいけないという部分で、そこに配置する職員等の配置人数等も理事者と協議しながら、整備内容を決定していくには、いつまでというのは、現在はまだご回答できない状況です。

〇議長(根津公男君) 石澤議員。

○7番(石澤清司君) 今回、改正ということで出てきたのは、子ども・子育て支援法の改正に伴う関連条例の整理に関する条例、豊浦町保育の必要性の認定等に関する基準を定める条例、豊浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、豊浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、豊浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例です。いろいろな問題を、それぞれが抱えている問題を解決していかなければならないということになるわけです。

これは条文ですが、今、私が言ったようなものも全て条例で定めるということになっているのです。ですから、条例改正しても、基本になるものは、豊浦町としてどのような子どもを育てていくのだという大きなものがないと駄目なのに、ただ条例だけ改正すればいいのだという捉え方だから、どうなのですかという質問をしているのです。

豊浦町として、子どもの権利をどういうふうにして育てていくのだというところが大きな目的としてあって、それに付随して、こどもの基本法には第1条から20条まであるのです。そこをちゃんと見極めた中で、今回の条例改正において、それぞれに本来は中心になるものがあって、これはこう改正していきたいというのが通常の考え方です。

しかし、今回は、やらなければならないものをこちらに置いて、ただ町民課に関わることだけで条例改正をしようとするから、その辺のところの整合性というのは私から言わせれば逆ではないかという考え方から質問しているのです。

ですから、一番肝腎なところを、豊浦町としてどうするのだというものを押さえて、次に所管の町民課に関わることについて説明を受けたというなら私も理解するのだけれども、それが先ではなくて、今、町民課が抱えているところだけ条例改正をしていると。条例改正は悪いことではないのです。だけれども、一番肝腎な豊浦町の子どもをどういうふうにしていくのだというものがない中で、今回、条例改正が出てきたから、もう少し庁内で議論をして、どういう形をつくってやるという大きな基本計画があって、それに基づいてこうなのだという考え方で進めていくという進め方がよろしいのではないかということで質問しているつもりです。

ですから、決して、今回の条例が悪いということを言っているわけではないのです。勘違いしないでいただきたい。

ですから、こども基本法に基づいて、子どもの権利を豊浦町としてどういうふうにしていく というものがあってです。今まで、例えば、いじめだとか、いろいろな子どもに対しての問題 を、豊浦町としてどうしていくのだと。それから、子どもの権利ということは、子どもの意見 が言えるという場所もつくらなければならないのです。

9月に子どもが議会に来るということになるのだけれども、そういうことも含めて、どうい うような、これから含めて、どういうふうに考えて進めていくのかということを、今一度、所 管は所管でいいのだけれども、最終的には、町部局になるのだけれども、町長含めて副長さん でもいいし、総務課長さんでもいいのですけれども、今後、このこどもの基本法を含めて、子 どもの権利というものを豊浦町ではどのように考えて進めていくのだということが、私は必要 になってくるのではないかなというふうに考えているものだから、その辺のところを含めてご 答弁をいただければと思います。

この条例に私は反対ということではなくて、ものの進め方として、そういうことで対応をしていただければ、よりよいものができるのではないかと思って質問をさせていただきました。

- 〇議長(根津公男君) 須田副町長。
- **○副町長(須田 歩君)** ただいまの石澤議員からのご質問でございますけれども、議員がおっしゃるとおり、当然、こども基本法がベースになろうかと思います。当然、豊浦町としても、子ども中心といいますか、子どもを大切に育む環境づくりが必要だと思っております。

まず、組織の関係のお話をしますと、今回は条例改正ということで所管が町民課ということでございましたけれども、国のほうも、こども家庭庁が4月から動いているところでございますが、それぞれ縦割りのところを、横断的な組織づくりということで、国のほうはこども家庭庁ということでございます。各自治体も同様の考え方ができると思っております。町民課、やまびこ、教育と、それぞれ子どもに関する業務を行っておりますから、それを一つの組織につくり上げて、一体的な業務運営ということで、子どもに目を向けて仕事を進めていくことになろうかと思っておりますので、まずは条例は条例として、今、所管は町民課で行っておりますので、今後、最終的には庁内に新たな組織を立ち上げることになろうかと思いますが、現在、近隣の町村でも組織づくりに向けて動いているところもございますので、いろいろな意見も参考にしながら、豊浦町としても最終的な、仮称ではございますが、子ども家庭センターの設置に向けた準備をしっかり進めてまいりたいと考えてございます。

先ほど、町民課長からも、組織づくりの時期的なお話があって、はっきりとは申しにくいところはありますけれども、予算要求とか我々行政としての準備もございますので、早いにこしたことはないと思っております。これは私のイメージではございますけれども、年内には一定程度の組織づくりができればなと考えておりますので、しっかりと準備を進めてまいりたいと考えております。

○議長(根津公男君) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。 討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。 本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案どおり決しました。

◎議案第47号 豊浦町職員の介護職員処遇改善手当に関する条例の一部改正について

〇議長(根津公男君) 日程第14、議案第47号 豊浦町職員の介護職員処遇改善手当に関する 条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤原総合保健福祉施設事務長。

〇総合保健福祉施設事務長(藤原弘樹君) 議案書の25ページでございます。

議案第47号 豊浦町職員の介護職員処遇改善手当に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

豊浦町職員の介護職員処遇改善手当に関する条例を別紙のとおり定めるものでございます。 提案の理由としましては、現在算定しています介護職員処遇改善加算について、職員の研修 機会の拡充など内部充実を図ることにより上位加算の算定が可能になったことから、地方公務 員法第24条第5項の規定に基づき、職員の介護職員処遇改善手当の支給に関し必要な事項を定 めるものでございます。

26ページの別紙をお開きください。

豊浦町職員の介護職員処遇改善手当に関する条例の一部を改正する条例、豊浦町職員の介護職員処遇改善手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中の1万3,000円を2万6,000円に月額を改めるものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日より適用するものでご ざいます。

以上で説明を終わります。

- ○議長(根津公男君) 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** 全員協議会のときに、私の聞き方が下手だったなと思ってお尋ねするのですが、処遇改善はこれでいいのです。この処遇改善は利用者から対価としていただいた分を充てるということですね。それは間違いないですね。
- 〇議長(根津公男君) 阪下総合保健福祉施設事務次長。
- 〇総合保健福祉施設事務次長(阪下克哉君) お答えします。

議員がご指摘のとおり、提供したサービスの対価として介護報酬が支払われ、その介護報酬の中に処遇改善加算、加算額というものがありまして、それを原資にして支払いをするということでございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **〇6番(渡辺訓雄君)** ということは、そこで利用された利用者が、その分、利用料がアップになるということでしょうか。そこをお尋ね申し上げます。
- 〇議長(根津公男君) 阪下総合保健福祉施設事務次長。
- ○総合保健福祉施設事務次長(阪下克哉君) 議員がご指摘のとおり、ご利用者が支払われる、 受給したサービスの1割負担というのが基本ですけれども、その中に処遇改善の増額分も幾ば くかは利用料金の増という形で表れると思います。
- ○議長(根津公男君) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。 討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

◎議案第48号 工事請負契約の締結について

○議長(根津公男君) 日程第15、議案第48号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武石建設課長。

○建設課長(武石 修君) 議案書の27ページになります。

議案第48号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

天然豊浦温泉しおさい屋上防水・外壁改修工事について、次のように工事請負を締結するものでございます。

提案の理由といたしまして、予定価格が5,000万円を超えることから、議会の議決に付すべき 契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでご ざいます。

契約の目的は、天然豊浦温泉しおさい屋上防水・外壁改修工事です。

契約の方法は、指名競争入札でございます。

予定価格は、1億8,320万5,000円で、消費税を含みます。

契約の金額は、1億8,150万円で、同様に消費税を含みます。

契約の相手方は、須藤・駒井・マルウチ内藤特定建設工事共同企業体でございます。

続きまして、工事概要及び入札の経過について説明いたします。

別冊の6月会議説明資料の13ページをお開きください。

入札の執行日は、令和5年6月1日でございます。

工事の概要です。

場所は豊浦町浜町になります。

工事の内容ですが、塗装改修面積、こちら主に海側の浴室部になりますが、外壁3,729平米、アルミパネル部158平米、防水改修面積、こちらは屋上になりますが、平面で3,388平米、立ち上がり面で634平米、コーキング撤去・新設、こちらは主に窓のサッシ部分になりますが、3,247平米で、一部ウレタン塗装、防水塗装、こちらは屋根が主になりますが、壁タイル一部張替え、壁のクラック補修となってございます。

工期につきましては、令和5年12月20日までを予定してございます。

続きまして、入札の経過です。

1回目で落札してございます。

落札金額は1億6,500万円、落札率は99.07%で、消費税は1,650万円です。

落札業者は、須藤・駒井・マルウチ内藤特定建設工事共同企業体です。

2番札は、1億7,130万円、入札率は102.85%で、小松・小坂特定建設工事共同企業体でございます。

指名業者につきましては、須藤・駒井・マルウチ内藤特定建設工事共同企業体、平口・安田・ 豊浦建設工業特定建設工事共同企業体、小松・小坂特定建設工事共同企業体の以上3企業体を 指名してございます。

以上で説明を終わります。

○議長(根津公男君) 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。 討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

〇議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時10分再開 午後2時20分

- ○議長(根津公男君) 休憩を閉じて、再開いたします。
 - ◎議案第49号 工事請負契約の締結について
- 〇議長(根津公男君) 日程第16、議案第49号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武石建設課長。

○建設課長(武石 修君) 議案書28ページになります。

議案第49号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

ふるさとドーム膜屋根張替工事について、次のように工事請負契約を締結するものでございます。

提案の理由といたしまして、予定価格が5,000万円を超えることから、議会の議決に付すべき 契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでござ います。

契約の目的は、ふるさとドーム膜屋根張替工事です。

契約の方法は、指名競争入札でございます。

予定価格は、1億2,936万円で、消費税を含みます。

契約の金額は、1億2,793万円で、同じく消費税を含みます。

契約の相手方は、須藤・駒井特定建設工事共同企業体でございます。

続きまして、入札の経過等をご説明いたします。

6月会議説明資料の14ページをご覧ください。

入札の執行日は、先ほどと同じ令和5年6月1日でございます。

工事の概要です。

場所は、豊浦町字浜町です。

工事の内容としましては、膜材A種、テフロン膜になりますが、こちらの張り替え948平米、 天井部にあります排煙窓等の改修、付帯工事一式となってございます。

工期は、令和5年12月15日までを予定しております。

入札の経過です。

1回目で落札しております。

落札金額は1億1,630万円、落札率は98.89%で、消費税は1,163万円でございます。

落札業者は、須藤・駒井特定建設工事共同企業体です。

2番札は、1億2,100万円、入札率は102.89%で、平口・安田特定建設工事共同企業体でございます。

指名業者は、須藤・駒井特定建設工事共同企業体、平口・安田特定建設工事共同企業体、小松・マルウチ内藤特定建設工事共同企業体の3企業体を指名してございます。

以上で説明を終わります。

○議長(根津公男君) 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

◎議案第50号 工事請負契約の締結について

○議長(根津公男君) 日程第17、議案第50号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武石建設課長。

○建設課長(武石 修君) 議案書の29ページになります。

議案第50号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

公営住宅住戸改善工事、大岸第1団地になります。こちらについて、次のように工事請負契 約を締結するものでございます。

提案の理由としましては、予定価格が5,000万円を超えることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、公営住宅住戸改善工事(大岸第1団地)になります。

契約の方法は、指名競争です。

予定価格は、8,060万8,000円、消費税を含みます。

契約の金額は、7,898万円で、こちらも消費税を含みます。

契約の相手方は、小松・マルウチ内藤特定建設工事共同企業体でございます。

続きまして、工事概要と入札の経過を説明いたします。

6月会議説明資料の15ページをご覧ください。

入札の執行日は、先ほどと同様の令和5年6月1日でございます。

工事の概要です。

場所は、豊浦町字大岸になります。

工事の内容です。セラミックブロック造2階建て、延べ面積が261.76平米になります。改修工事、こちらは3LDKから2LDKへの間取り変更や、ユニットバス化などを行うものでございます。電気設備工事につきましては、LED化、配線改修などを行います。機械設備工事は、給湯器の取り付け、給排水設備などの工事を行うものでございます。

工期は、令和5年10月31日までを予定してございます。

入札の経過です。

こちらも1回目で落札しております。

落札金額は7,180万円、落札率は97.98%、消費税は718万円です。

落札業者は、小松・マルウチ内藤特定建設工事共同企業体です。

2番札は、7,260万円、入札率は99.07%、須藤・駒井特定建設工事共同企業体でございます。 指名業者は、須藤・駒井特定建設工事共同企業体、平口・安田特定建設工事共同企業体、小 松・マルウチ内藤特定建設工事共同企業体、以上の3共同企業体を指名してございます。

以上で説明を終わります。

- ○議長(根津公男君) 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。 渡辺議員。
- **〇6番(渡辺訓雄君)** この議決については何も異存はないのですね。指名競争入札でね。一般競争入札でやったらどうだったか、これは理事者の執行権でありますからね。

ただ、この3議案の町の予定価格について、議決は5,000万円以上ということで、工事に関わる予定額は、3本で幾らで、そして、執行残、例えば300万円の残があったのか、500万円の残があったのか、お尋ね申し上げます。

- 〇議長(根津公男君) 武石建設課長。
- **〇建設課長(武石 修君)** 予算の執行残は押さえてございません。申し訳ございません。
- ○議長(根津公男君) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。 討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

◎議案第51号 工事請負契約の締結について

〇議長(根津公男君)

日程第18、議案第51号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

武石建設課長。

○建設課長(武石 修君) 議案書の30ページになります。

議案第51号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

大岸地区簡易水道配水管更新工事について、次のように工事請負契約を締結するものでござ

います。

提案の理由としましては、予定価格が5,000万円を超えることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、大岸地区簡易水道配水管更新工事です。

契約の方法は、指名競争入札でございます。

予定価格は、1億480万8,000円で、消費税を含みます。

契約の金額は、1億65万円で、こちらも消費税を含みます。

契約の相手方は、豊浦建設工業株式会社でございます。

工事概要と入札の経過を説明いたします。

6月会議説明資料の16ページをご覧ください。

入札の執行日は、先ほどと同様、令和5年6月1日でございます。

工事の概要です。

場所は、豊浦町字大岸です。

工事の内容ですが、配水管敷設HPPE、こちら水道配水用のポリエチレン管になります。

 ϕ 150ミリが263.8メートル、同じくポリエチレン管の100ミリが1,716.7メートルでございます。 工期は、令和5年11月17日までを予定しております。

入札の経過です。

1回目で落札してございます。

落札金額は9,150万円、落札率96.03%で、消費税は915万円です。

落札業者は、豊浦建設工業株式会社でございます。

2番札は、9,168万円、入札率96.22%、小坂建設株式会社でございます。

指名業者は、株式会社能登設備工業、小坂建設株式会社、株式会社藤原商会、株式会社安田 組、豊浦建設工業株式会社、株式会社小野工務店、以上の6社を指名してございます。

以上で説明を終わります。

○議長(根津公男君) 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

(「なし」と言う人あり)

〇議長(根津公男君)

なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

- ◎議案第52号 令和5年度豊浦町一般会計補正予算(第2号)について
- ◎議案第53号 令和5年度豊浦町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- ◎議案第54号 令和5年度豊浦町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 〇議長(根津公男君) 日程第19、議案第52号 令和5年度豊浦町一般会計補正予算(第2号)

についてを議題といたします。

日程第20、議案第53号 令和5年度豊浦町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)及び日程第21、議案第54号 令和5年度豊浦町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)については、繰出金において関連性があることから、併せて説明を求めることといたします。

提案理由の説明を求めます。

須田副町長。

○副町長(須田 歩君) 議案第52号 令和5年度豊浦町一般会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

議案書の31ページをご覧ください。

議案の朗読は省略し、歳入歳出予算の補正につきましては、それぞれ7,310万円を追加し、総額を57億6,450万1,000円といたします。

補正内容につきましては、別添の補正予算概要書のとおりですが、その主な事業についてご 説明いたします。

初めに、歳出ですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費では、政府が実施する低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の対象を拡充し、食費等の物価高騰などに直面する子育て世帯を支援する給付金事業としまして、児童1人につき1万5,000円の事業費を追加いたします。

また、低所得世帯、いわゆる住民税非課税世帯に対し、1世帯につき3万円の給付事業を追加いたします。

さらに、物価高騰の影響を受けている生活者の負担軽減が図られるよう、住民税非課税世帯 以外の世帯へ、町内で利用できる応援券、1世帯当たり1万8,000円を発行し、町民への支援と 地域経済の活性化を図るための事業費を追加いたします。

児童福祉費では、食費等の物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯 生活支援特別給付金を、児童1人につき5万円の事業費を追加いたします。

水産業費では、漁業系一般廃棄物処理施設内の肥料の製造体制強化を図るため、備品等の購入を行い、販売数量の増加を目的に所要額を追加いたします。

また、処理施設である発酵槽に設置されている攪拌機チェーンが磨耗による切断のおそれが あることから、取替えに伴う修繕費を追加いたします。

次に、歳入につきましては、歳出に係る財源調整といたしまして、財政調整基金からの繰入 金を増額するとともに、国からの国庫補助金としまして、新型コロナウイルス感染症対応地方 創生臨時交付金などを追加いたします。

次に、一般会計の繰入金を伴う特別会計補正予算の概要をご説明いたします。

議案書の41ページをご覧ください。

議案第53号 令和5年度豊浦町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申 し上げます。

議案の朗読は省略し、歳入歳出予算の補正につきましては、それぞれ1,640万1,000円を追加 し、総額を4億1,203万8,000円といたします。

また、議案書49ページの第5表、地方債補正により、地方債を変更いたします。

補正の主な目的ですが、歳出では、本町通りまちなみ整備事業による道路拡幅工事に伴いまして配水管の移設が必要となったため、移設工事の事業費を追加いたします。

歳入では、歳出に係る財源調整といたしまして、一般会計繰入金や町債について増額いたします。

次に、議案書の50ページをご覧ください。

議案第54号 令和5年度豊浦町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

議案の朗読は省略し、歳入歳出予算の補正につきましては、それぞれ1,140万2,000円を追加 し、総額を2億7,275万3,000円といたします。

また、議案書58ページの第5表、地方債補正により、地方債を変更いたします。

補正の主な目的ですが、歳出では、簡易水道事業と同様に本町通りまちなみ整備事業による 道路拡幅工事に伴いまして汚水管の移設が必要となったために、移設工事の事業費を追加する ものでございます。

歳入では、歳出に係る財源調整としまして、一般会計繰入金や町債等について増額いたします。

以上、議案第52号から第54号についての提案理由の説明でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

〇議長(根津公男君) 説明が終わりましたので、初めに、議案第52号 令和5年度豊浦町一般会計補正予算(第2号)について、質疑があれば許します。

渡辺議員。

- **○6番(渡辺訓雄君)** ここに海の恵みの肥料関係売上増で載っているのだけれども、これはまだ販売予定ですね。予定にもかかわらず、あるいはあかしも決まっていないのに、これは不適切ではないかと思うのだけれども、そこのところはどんな認識ですか。
- 〇議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- **〇水産商工観光課長(長谷部 晋君)** 今まで何度もご説明しておりますけれども、購入していただける業者が承諾を得たというところで、予定と言えば予定なのですが、そういう見込みが立ちましたので、今のところ、この金額で補正をさせていただくということです。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **〇6番(渡辺訓雄君)** そういう思いであれば、また受け止めておきます。この倍ぐらいになるように期待しています。手落ちのないように履行してください。

それから、今回の国の補助金というか、コロナ対策、物価高騰なども含めての関係でありますが、これは何ページがいいのか、私も、1世帯当たり、非課税世帯以外の方1万8,000円という根拠などもお尋ねも申し上げたし、できれば、中途半端な金額ではなくて、四捨五入して2万円でどうかという質疑もした経緯があって、それはそれで致し方ないと思いますが、商工会の事務委託料として2,470万円ほどあるのですが、それは内訳もあります。説明資料の中に、協議会での。ただ、商品券を受け取ったり、掛け金ですね、買掛金と言うのか、券を換える手数料などを商工会に払う実際の金額は幾らなのか、お尋ねしたいと思います。

- 〇議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- **〇水産商工観光課長(長谷部 晋君)** 委託料のうち、換金支払費でございますけれども、総額で2,340万円でございます。
- ○議長(根津公男君) 渡辺議員の話は、商工会への委託料です。 長谷部水産商工観光課長。
- 〇水産商工観光課長(長谷部 晋君) 大変失礼しました。 商工会に対する委託料は137万5,000円でございます。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **〇6番(渡辺訓雄君)** かかるものは、今までの実績もあるだろうし、事務の関係のこともあ

るし、対象者の数もあるだろうけれども、その根拠はどういうことになっていますか。

- 〇議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- **○水産商工観光課長(長谷部 晋君)** 内訳は、今、資料を持ち合わせておりませんので、後でご連絡いたします。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) その商品券を非課税世帯以外の方に郵送するのは町ですね。そこの実態はどうなっていますか。
- 〇議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- **〇水産商工観光課長(長谷部 晋君)** そこにつきましては、郵便局に委託をお願いします。 郵便局から発送するということになっています。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **〇6番(渡辺訓雄君)** その券を、この町でいただいた人が商品券で買って、買ったところのお店屋さんが商工会に持っていく、そこで商工会が現金化するということですね。

それがいいとか悪いとかではなくて、政策財政課もできたり、近々、そういう塵も積もれば 山となるということで、それを百数十万円、私はそろそろ考え直したほうがいいのではないか と思うのです。これだけではないですよ。

昨日もやり取りしていたけれども、自治会の回覧の配付なども含めて、できるところは職員が、もっといいことがあるのかとか、いろいろな危険性とか複雑なところもあるかもしれないけれども、時間帯もあるだろうけれども、そんな取組も次のステップにすべきではないかという思いがあります。そういうことが積もり重なっていけば結構な支出財源を抑制できる、そんな思いなのです。そこをお尋ね申し上げます。

- 〇議長(根津公男君) 須田副町長。
- **○副町長(須田 歩君)** ただいま議員ご質問の委託料など、いわゆる直営でできる部分についてのご質問かと思います。

議員がおっしゃるとおり、直営でもできない仕事ではないのですけれども、業務量はかなり時間を要する部分でもございます。様々な業務を行っておりますので、潤沢に職員がいればできるのでしょうけれども、これは私の考え方と言っていいのかどうか分かりませんが、私は民間にできるものは民間でなるべくやっていただきながら、職員はもっとコアな仕事をどんどんやっていただきたいと思っています。

そういうことで、今回、委託という状況にはなっておりますけども、職員の業務量なり職員 の体制なども見極めながら判断していかなければならないと思っております。機会を見ながら、 職員の業務量を見ながら進めていきたいと思っております。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** 現状の実態の中で業務量を増やすということは分からないわけではないのですよ。

ただ、私が前置きしたのは、政策財政課という課をせっかくつくって、どういう実態なのか、 今後、私も着眼していきますが、確かに副町長が言うように、民間に譲渡していくということ は何も悪いことではないけれども、政策財政課というものがあるときに、本当に支出行為が抑 制されて、新たな、元の基金に戻れるのか。武藤町長が町政執行をしたときには、財源、基金 が今の倍ぐらいあったのです。そういう塵も積もれば山となるのではないかという思いです。 なかなか言いにくいですよ。それだけではないです。先ほども執行残も聞いたのです。指名競 争と一般競争の違いというのは大きな乖離がありますから、それは理事者の執行権ですから、 それは自由だろうけれども、そんな思いで聞いたことで、決してあなたが言ったことを否定するわけではないです。そういう目的に沿って申し上げました。

そこはいかがでしょうか。

- 〇議長(根津公男君) 須田副町長。
- **○副町長(須田 歩君)** ただいまの議員のご質問でございますが、この4月から政策財政課を新たに設置したところでございます。先ほど基金のお話もございました。近年、基金が目減りしている状況かと思いますけれども、本町と町役場全体でございますけれども、議員もご承知かと思いますが、今年度で3年目になる事務事業評価をやってございまして、一つ一つ事業の効果なども振り返りながら予算づけをして、削減できるものは削減しながら効果をいかに発揮するかというところを今年3年目の事業として進めております。その中で削減できる事業があれば削減して、最終的に単年度予算で黒字化ということになれば基金へ積むことができるものと考えております。

これは急にできることではないと思っておりますので、毎年毎年、少しずつ積み上げていく結果、基金に積んでいけるような町財政になればいいかなと感じています。そこに向けて我々も業務を行っていかなければならないと思っておりますので、町財政、ひいては豊浦町全体のまちづくりにも影響する大事な話でありますので、特に財政の部分についてはしっかり取り組んでいかなければならないものと思っております。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 副町長も、理事者も、そういう課の設置など、それなりに創意工夫してやっていると思いますが、商工会もそういう手数料をもらうということは、いろいろな意味で、財政、少しは収入アップになって、それと同時に、しおさいも自らやめて、やりやすくなったかもしれないけれども、私は塵も積もれば山になるのではないか、民間委託が決して悪いということではないです。

簡単に言えば、税収入だって、先が見えているのです。そういうものを塵も積もればという 私の経営の哲学かもしれないけれども、そんなふうに受け止めておいてくれればと思います。

- ○議長(根津公男君) ほかにありませんか。 勝木議員。
- ○4番(勝木嘉則君) 新型コロナウイルスの交付金のことについてお聞きしたいと思います。 低額所得の枠ですね。前の全員協議会のときは2,580万6,000円となっていたのですけれども、 今回は2,765万4,000円となっています。これは、対象者が増えたという捉え方でよろしいので しょうか。
- 〇議長(根津公男君) 久保町民課長補佐。
- **〇町民課長補佐(久保隆史君)** 先日の全員協議会の前置きでお話しさせていただいたのですが、直近の令和5年度の非課税世帯になる世帯がちょっと多くなりそうだというところプラス、転入者等を再計算して、世帯数が増加したという形です。
- O議長(根津公男君) ほかにありませんか。 山田議員。
- **○1番(山田秀人君)** コロナの交付金のことですが、今回、割り振りされて、使い方というか、このような格好で提案されています。それで、これは国の動向とも関係あるのですが、今後のコロナの交付金の交付はどのような動向になっているのか、これは選挙絡みも非常にあるのですが、そこら辺の予測、情報、これはどういうふうなことに捉まえていますか。分かる範囲内でお願いします。

- 〇議長(根津公男君) 宮崎政策財政課長補佐。
- **○政策財政課長補佐(宮崎優亮君)** 今のご質問についてでございますけれども、現時点では、 今後のコロナ交付金についての情報については、まだ私どものところに入ってきていない状況 でございます。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- ○1番(山田秀人君) 国は予備費をかなり持っていまして、そこからどんどん、財政民主主義が本当に確立されていないと言えばそうなのですが、そういうような格好で、今後の動向などを注視していただきたいということです。

それともう一つは、水産振興費です。

親切に資料の19ページにリサイクルセンターの収支見込みがあるのですが、結局は伊達市、 洞爺湖町、豊浦町の3自治体で雑物の処理対策を始めるのだということですけれども、これら との関連はどういうふうになるのですか、伺います。

- 〇議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- **○水産商工観光課長(長谷部 晋君)** 広域処理の関係でございますけれども、現在、雑物調査と申しまして、今、コンサルに委託してお願いしてございます。1年間の委託契約で、結果が出るのが今年の8月になります。

その結果が出た後、どうなるかは現在分かっておりませんけれども、豊浦町、洞爺湖町、伊達市で同じような処理をしていますので、それぞれで今やるべきことをやりながら、広域処理は、その結果を見ながら、同時並行という形で進めていっている状況でございます。8月に結果が出た後にどうなるか、今のところは何とも言えませんが、状況が分かると思います。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 余計な心配かもしれませんが、ここでせっかく令和8年度までの収支の見込みという中で、歳出については修繕費、機種の交換なども載っています。

広域で調査処理ということで結論が出て、まるっきりリサイクルセンターが使えなくなるという状況にはならないと思うのですが、見込みはどうですか。

全く分からない状況で、このリサイクルセンターの操業はしばらく続いていくのだということですか。それとも、広域になってもこれは続いていくのだという理解でよろしいのですか。

- 〇議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- **○水産商工観光課長(長谷部 晋君)** 理事者も含め、所管もそうですけれども、考え方としては、結果はどうなるか分かりませんけれども、本町のセンターがありますので、継続していきたいという気持ちはございます。
- ○議長(根津公男君) ほかにありませんか。 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 今日、水産系の雑物の関係で質疑、議論をしたときに、海の恵みの関係の手法など、需要と供給なども含めて議論をした経緯があるのだけれども、その中で、今は情報を提供できないのだという話があったのですが、情報提供できないのではなくて、平たく言うと、私、そのときに言ったのは、トンバッグで売るのと袋詰めにするのではえらい収入の差がある。それにまつわるものなのか、新たにまた販売できる事業者というか、買い受けできるところが新たに1社でも2社でも増えつつあるのか、その程度は言ってもいいのではないか、道内か道外かも含めてですが、お尋ねいたします。
- 〇議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- **〇水産商工観光課長(長谷部 晋君)** 先ほど、今後の動向もあるのでなかなか言えない部分

があると言いました。販売先がどうのこうのではなくて、まず、製造できる堆肥を多くつくる ための手法を模索しているというところでございます。 (何事か言う人あり)

○議長(根津公男君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。 討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

次に、議案第53号 令和5年度豊浦町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についての 質疑があれば許します。

(「なし」と言う人あり)

O議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

次に、議案第54号 令和5年度豊浦町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についての質疑があれば許します。

渡辺議員。

- **〇6番(渡辺訓雄君)** この工事の関係は、道道のやつですね。今回議決した関係は、大岸とかそっちのほうの関係だから、別に議案とは関係ないということでいいですね。
- 〇議長(根津公男君) 武石建設課長。
- **〇建設課長(武石 修君)** 今、議員がおっしゃったとおり、先ほどの工事請負契約は大岸、今回の補正は下の本町通りの工事になりますので、別の工事になります。
- 〇議長 (根津公男君)

ほかにありませんか。

山田議員。

- **〇1番(山田秀人君)** 道路を拡幅して、道路の下に汚水管が埋設されていて、それを移設するということですか。民有地には入っているのですか。あくまでも公共施設、豊浦町の土地、北海道の土地、国の土地という範囲の中で移設されるということですか。
- 〇議長(根津公男君) 武石建設課長。
- **○建設課長(武石 修君)** 今、議員がおっしゃったように、汚水管と公共ますをそれぞれ移 設する工事になります。

こちらは、道路の拡幅に伴いまして、立ち退きといいますか、家を建て替えたりしている方が多々いらっしゃると思いますけれども、その分の道路用地を買い取った上での移設ですから、道路の下に入るような形になります。

○議長(根津公男君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

◎報告第2号 専決処分の報告について (豊浦町税条例の一部を改正する条例)

○議長(根津公男君) 日程第22、報告第2号 専決処分の報告について(豊浦町税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

竹林町民課長。

〇町民課長(竹林善人君) 議案書の59ページになります。

報告第2号 専決処分の報告についてご説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

60ページの専決処分書です。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

専決処分日は、令和5年3月31日です。

別紙条例本文の朗読を省略し、別添資料の6月議会追加説明資料の改正概要を説明いたします。

2ページをお開きください。

改正内容です。

- 1、町民税についてです。
- (1)個人町民税については、法律改正に伴う規定の整備及び条文整理でございます。
- ①特別徴収用の納付書様式の追加及び文言修正です。
- ②肉用牛売却による事業所得に係る課税特例の適用期限を3年間延長する条文整理です。
- ③長期譲渡所得に係る課税特例適用期限の3年間の延長に伴う条文整理です。
- ④税条例附則第26条の廃止に伴う条文整理です。
- (2) 法人町民税については、法律改正に伴う規定の整備及び条文整理でございます。
- ①法人税用納付書様式の追加及び文言修正でございます。
- 2、たばこ税については、法律改正に伴う規定の整備及び条文整理でございます。
- ①として、たばこ税用の納付書様式の追加及び文言修正でございます。

なお、個人町民税、法人町民税、たばこ税の様式については、eLTAX用の番号の記載と

- QRコードの記載の変更でございます。
 - 3、固定資産税につきましては、法律改正に伴う規定の整備及び条文整理でございます。
 - ①として、大規模な修繕等を行ったマンションに係る特例措置を創設です。
 - ②適用する条文の削除及び法附則条項ずれの整理です。
 - ③平成28年熊本地震に係る特例適用年度の延長です。
 - ④平成30年7月豪雨に係る特例適用年度の延長です。
 - ⑤令和2年7月豪雨に係る特例適用年度の延長です。
 - この特例適用年度の延長は、令和4年終了を6年終了に延長いたします。
 - 4、軽自動車税は、法律改正に伴う規定の整備及び条文整理でございます。
 - ①種別割のグリーン化特例適用期限の延長に伴う改正ですが、3年延長されます。

施行期日につきましては、それぞれ備考欄に掲げるとおり、令和5年4月1日施行でございます。

以上で説明を終わります。

○議長(根津公男君) 説明は終わりましたが、この報告は、地方自治法第180条第1項の規定 に基づく専決処分の報告であることから、特に確認したい事項等があれば質疑を受けることと いたします。

(「なし」と言う人あり)

〇議長(根津公男君) なければ、報告第1号 専決処分の報告について(豊浦町税条例の一部を改正する条例)は、報告済みといたします。

◎報告第3号 繰越明許費の報告について

○議長(根津公男君) 日程第23、報告第3号 繰越明許費の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本所政策財政課長。

○政策財政課長(本所 淳君) 議案書の68ページです。

報告第3号 繰越明許費の報告についてご説明いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、別紙のとおり繰越明許費の繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものです。

69ページをお開き願います。

令和4年度からの繰越額と財源内訳の一覧でございます。

総務費において、第6次豊浦町総合計画改訂・第2期豊浦町総合戦略策定委託業務649万円、 北海道知事及び北海道議会議員選挙ポスター掲示板設置・撤去事業138万6,000円、民生費において、介護サービス提供基盤等整備事業費交付金3,991万2,000円、衛生費において、新型コロナウイルスワクチン接種事業690万3,000円、土木費において、林業専用道桜西川線開設事業4,106万9,000円、災害復旧費において、災害復旧事業1,206万8,000円を令和5年度に繰越しするものでございます。

以上、計算書として報告をさせていただきます。

〇議長(根津公男君) 説明が終わりましたが、報告案件であることから、特に確認したい事項等があれば質疑を受けることといたします。

(「なし」と言う人あり)

〇議長(根津公男君) なければ、報告第3号 繰越明許費の報告については報告済みといた

します。

◎諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長(根津公男君) 日程第24、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村井町長。

○町長(村井洋一君) それでは、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてご説明をいたします。

本提案の趣旨は、現在、人権擁護委員としてご活躍されております浅野知佐子氏は、来る令和5年9月30日をもって任期が満了となりますので、その後任の推薦を法務大臣に行うため、 人権擁護委員法第6条第3項の規定によって、議会の意見を求めるものでございます。

町といたしましては、浅野知佐子氏の再任の推薦を考えております。

現在、浅野氏は、令和2年10月から現在まで、1期3年、人権擁護委員として、町民の基本的人権が侵犯されることのないよう、迅速かつ適切な措置、相談に尽力されております。

また、豊浦町社会福祉協議会に勤務され、地域支え合い体制づくり事業、要援護者支援事業、 有償ボランティア事業、介護予防事業、生活支援コーディネーターの受託など、幅広く地域福祉の向上に努められ、広く社会の実情に精通されている方でございます。

以上の点を勘案し、浅野知佐子氏を人権擁護委員の適任者と考え、候補者として推薦いたしたく、議員各位のご理解によりご意見を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

〇議長(根津公男君) 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、配付済みの意見書のとおり適任として答申したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

〇議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、配付済み意見書のとおり適任 として答申することに決しました。

◎発議第3号 議員の派遣について

○議長(根津公男君) 日程第25、発議第3号 議員の派遣についてを議題といたします。 お諮りいたします。

本件につきましては、お手元に配付のとおり、北海道町村議会議員研修会が予定されており、そのように派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と言う人あり)

〇議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎発議第4号 議員の派遣について

○議長(根津公男君) 日程第26号、発議第4号 議員の派遣についてを議題といたします。 本件につきましては、お手元の配付のとおり、北海道町村議会議長会が主催する町村議会新 任議員研修会が予定されており、小川晃司議員を派遣することにしたいと思いますが、ご異議 ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり派遣することに決しました。 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

◎散会宣告

〇議長(根津公男君) 本日は、これをもって散会といたします。 大変お疲れさまでございました。

午後3時15分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年6月13日

議長

署名議員

署名議員